

平成 30 年 4 月例会：次第（平成 30 年 4 月 28 日開催）

1. 会長挨拶

2. 報告事項

【会員の状況】 平成 30 年 3 月

- (1) 入会者：宮崎 総一郎 先生（近江徳洲会病院）
退会者：小池 雅人 先生・川村 恭司 先生（近江徳洲会病院）・
糸島 崇博 先生（南草津病院）・苗村 光廣 先生（草津保健所）
異 動：宮原 健一郎 先生（B→A若草診療所）
- (2) 会員の状況（30 年 3 月）
A 会員：136 名、 B 会員：165 名、 合計：301 名

【総 務 部】

[総 務]

- (1) S C U（脳卒中ケアユニット）に関する 1 年間の経過報告（総務資料 1） p. 1
・済生会滋賀県病院 S C U 担当医師より報告
- (2) びわ湖メディカルネットと淡海あさがおネットの機能をあわせもつ新システム
（愛称：びわ湖あさがおネットの予定）の利用説明について
・びわ湖メディカルネット事務局より説明
- (3) 平成 30 年度第 1 期の滋賀県医師会および日本医師会の会費について
口座振替ではない会員には請求書を 4 月下旬に送付するので、速やかにお振り込みください。
口座振替の会員には、4 月 27 日（金）に指定口座から引き落としをさせていただきます。
- (4) 診療報酬改定における調剤に関するお願いについて (総務資料 2) p. 2
- (5) 平成 30 年度「朝日がん大賞」及び「日本対がん協会賞」の候補者推薦依頼に
ついて (総務資料 3) p. 6
- (6) 日本医師会最高優功賞受賞候補者の推薦方依頼について (総務資料 4) p. 9
- (7) 都道府県医師会組織強化担当役職員連絡協議会について (総務資料 5) p. 14
- (8) 医師年金入退会手続きについて (総務資料 6) p. 16

- (9) 愛知県知多半島の犬におけるエキノコックス（多包条虫）感染事例について
(総務資料 7) p. 20
- (10) 平成 30 年度特定感染症相談・検査事業の実施について (総務資料 8) p. 21
- (11) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を
改正する省令について (総務資料 9) p. 23
- (12) 予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健
康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について
(総務資料 10) p. 24
- (13) ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則の一部改正について (総務資料 11) p. 28
- (14) 県が備蓄している国有抗毒素について (通知) (総務資料 12) p. 32
- (15) 第 5 回 医師たちによるクリスマス・チャリティコンサート開催について
※申し込み等詳細につきましては、事務局迄お問い合わせください。 (総務資料 13) p. 33
- (16) 会員提携ホテル「日本平ホテル」の優待価格利用開始について (総務資料 14) p. 35
- (17) 重症熱性血小板減少症候群 (S F T S) の相談体制について (総務資料 15) p. 38
- (18) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正す
る省令の施行等および滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正につい
て (総務資料 16) p. 40
- (19) 平成 30 年度遺伝カウンセリング事業の実施について (総務資料 17) p. 41
- (20) 平成 30 年度インフルエンザ H A ワクチン製造株の決定について (総務資料 18) p. 49
- (21) 「滋賀県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の一部改正
について (総務資料 19) p. 50
- (22) 滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて (総務資料 20) p. 52
- (23) 「日本プライマリ・ケア連合学会滋賀県支部」の活動チラシの配布 (総務資料 21) p. 58
- (24) 守山野洲地域で慢性腎臓病 (C K D) 対策を考える会について (総務資料 22) p. 59

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 医療機器の添付文書の記載例について(その7)

今般、一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会において、下記の品目群の添付文書に関する記載例が作成された旨、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より通知があったのでご留意願いたい。

1. 透析用血液回路セット
2. 血液濾過器
3. 血液透析濾過器
4. 接続緩徐式血液濾過器
5. 多用途透析装置
6. 多人数用透析液供給装置
7. 体外式膜型人工肺／ヘパリン使用体外式膜型人工肺
8. 大動脈カニューレ
9. 人工心肺用システム
10. 自己血回収装置
11. 単回使用自己血回収キット

(2) 経腸栄養分野の小口径コネクタ製品の切替えについて

この度、表題のことについて、平成30年3月16日付け医政安発0316第1号、薬生薬審発0316第1号、薬生機審発0316第1号および薬生安発0316第1号で厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、同医療機器審査管理課長および同医薬安全対策課長から通知がありましたのでご留意願いたい。

URL <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T180320I0040.pdf>

(3) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 135」について

「スタンバイ」にした人工呼吸器の開始忘れ(第2報)

『スタンバイ』にした人工呼吸器の開始忘れ」を医療安全情報 No. 37(2009年12月)で取り上げたその後、類似の事例が7件報告されていることから再度情報提供があったのでご留意願いたい。

☆日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」のページ

<http://www.med-safe.jp/>

(4) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 136」について

2017年に提供した医療安全情報

2017年1月～12月に医療安全情報 No. 122～No. 133を提供された情報について、今一度ご確認いただくよう情報提供があったのでご留意願いたい。

☆日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」のページ

<http://www.med-safe.jp/>

(5) 日医医賠償保険制度における介護医療院の取扱いについて

この度、平成30年4月より創設される「介護医療院」について、以下の取扱いとすることとなりました。

1. 日医医賠償保険

医療行為によって生じた身体障害について日医A会員が損害賠償を請求された場合を対象としており、日本国内で行われた医療行為であれば施設は問わないため、介護医療院で行われた医療行為についても対象となります。

2. 日医医賠償特約保険

(1) 日医医賠償特約保険の補償対象施設

「介護医療院」を補償対象施設に追加します。

※ただし、法人立介護医療院については定員 99 名以下が対象となります。

(2) 介護医療院の掛け金

従来の医療施設（病院、診療所）に準じた取扱いとします。

| 区分 | 掛け金 | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|------------------------|----------------|------|----------|-------|----------|-------|----------|---|------------------------|---|---|----------|--|
| 介護医療院 (定員 19 名以下) | 年間 22,000 円 ※補償対象医療施設（「介護医療院（定員 19 名以下）」及び「診療所」）の数にかかわらず同一 | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護医療院 (定員 20 名以上) | <table border="1"> <thead> <tr> <th>補償対象の医療施設に常勤する A②B 会員数</th> <th>1 定員(病床)当たり掛け金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在籍なし</td> <td>13,800 円</td> </tr> <tr> <td>1~2 名</td> <td>13,100 円</td> </tr> <tr> <td>3 名以上</td> <td>12,400 円</td> </tr> </tbody> </table> | 補償対象の医療施設に常勤する A②B 会員数 | 1 定員(病床)当たり掛け金 | 在籍なし | 13,800 円 | 1~2 名 | 13,100 円 | 3 名以上 | 12,400 円 | <table border="1"> <tr> <td>定員数 (一般・療養病床の許可病床数)</td> <td rowspan="2">×</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">40,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table> <p>※複数の介護医療院（定員 20 名以上）及び病院がある場合には、定員数及び病床数の合計</p> | 定員数 (一般・療養病床の許可病床数) | × | - | 40,000 円 | |
| 補償対象の医療施設に常勤する A②B 会員数 | 1 定員(病床)当たり掛け金 | | | | | | | | | | | | | | |
| 在籍なし | 13,800 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1~2 名 | 13,100 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 名以上 | 12,400 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 定員数 (一般・療養病床の許可病床数) | × | - | 40,000 円 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 具体例

①有床診療所の一部病床を、介護医療院に転換した場合

| 現行 | | | 転換後 | | |
|-------|------|----------|-------|--------|----------|
| 届出 | 病床数 | 掛け金 | 届出 | 病床・定員数 | 掛け金 |
| 有床診療所 | 19 床 | 20,000 円 | 有床診療所 | 10 床 | 20,000 円 |
| | | | 介護医療院 | 9 人 | |

②病院の一部病床を、介護医療院に転換した場合

| 現行 | | | 転換後 | | |
|----|------|-----------|-------|--------|-----------|
| 届出 | 病床数 | 掛け金 | 届出 | 病床・定員数 | 掛け金 |
| 病院 | 50 床 | 650,000 円 | 病院 | 30 床 | 650,000 円 |
| | | | 介護医療院 | 20 人 | |

※ 1 病床・定員当たり 13,800 円とした場合

(4) 事務手続き

新たに届出を行った介護医療院を補償対象施設とする場合には、「日医医賠償特約保険変更手続依頼書」にて補償対象施設の追加が必要となります。

※詳細については、別途ご連絡させていただきます。

(6) 介護医療院創設に伴う死亡診断書（死体検案書）の様式改訂について

今般、改正介護保険法の施行により、4月1日から介護医療院が創設されることに伴い、同日から死亡診断書（死体検案書）の記入方法につき、死亡診断書（死体検案書）の「死亡したところの種別」及び「施設の名称」の欄等が変更される旨、厚生労働省医事課より通知があったのでご留意願いたい。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

【保 険 部】

《保険関係連絡事項》 滋賀県医師会／平成 30 年 4 月 19 日

[診療報酬改定関連通知]

《改定関連情報掲載ホームページ》

①厚生労働省ホームページ「平成 30 年度診療報酬改定について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411.html>

②日医ホームページ「診療報酬改定に関する情報＜平成 30 年度＞」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryu/30kaitei/index.html>

(1) 平成 30 年度診療報酬改定に係る告示、通知について

(3 月 20 日付けで発出の告示、通知) 【日医常任理事通知 (保 230)】

(3 月 26 日付けで発出の告示、通知) 【日医常任理事通知 (保 236)】

(2) 平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び官報掲載事項の一部訂正について

【日医常任理事通知 (保 240)】

(3 月 30 日付け 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

(3) 疑義解釈資料 (その 1) (その 2) について

【日医常任理事通知 (保 240)】【日医常任理事通知 (保 10)】

(「その 1」については県医師会報 4 月号「保険診療 Q & A」のページ P. 75～P. 80 に抜粋記事を掲載予定)

(4) 平成 30 年度診療報酬改定に係る通知について

(県医師会報 4 月号「保険」のページ P. 42～P. 65 掲載予定)

①「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

参考：平成 28 年 4 月版 点数表の解釈 P. 1981～P. 2000

②「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について

参考：平成 28 年 4 月版 点数表の解釈 P. 2006～P. 2009

(5) 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

(3 月 26 日付け 保医発 0326 第 5 号 厚生労働省保険局医療課長通知)

※会員診療所、各病院には本会から直接送付予定

※レセプト、請求書の様式（社保・国保）→現時点では変更の連絡無し

- (6) 平成 30 年度労災診療費算定基準の一部改定について 【日医発第 11 号（保 5）】
（概要のみ県医師会報 4 月号「保険」のページ P. 36、P. 39 掲載予定）

[診療報酬改定関連以外の通知]

- (7) 輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズに係る療養費の支給について
【日医常任理事通知（保 237）】
（概要のみ県医師会報 4 月号「保険」のページ P. 35～P. 36 掲載予定）

- (8) 医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて
【日医発第 1160 号（保 222）】
（概要のみ県医師会報 5 月号「保険」のページ掲載予定）

- (9) 公知申請に係る事前評価が終了し、医薬品医療機器等法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて【日医発第 51 号(保 14)】
（概要は県医師会報 5 月号「保険」のページ掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>

- (10) ゴールデンウィークに係る長期投与について

（県医師会報 4 月号「保険」のページ P. 66 掲載予定）

- ・長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、1 回 14 日分を限度とされている内服薬又は外用薬についても、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1 回 30 日分を限度として投与して差し支えない、とされている
- ・「長期の旅行等特殊の事情」とは、①連休（ゴールデンウィークに限る）、②海外への渡航（国内長期旅行は認められない）、③年末年始を指す

- (11) 滋賀県国民健康保険・後期高齢者医療一部負担金割合・被保険者証有効期限等一覧表について

・例年、国保連合会が作成している標記一覧表については、国保連合会から各医療機関あてに直送される予定（5 月 2 日の増減点返戻通知書等発送時に同封）

- (12) 社保支払基金滋賀支部における、平成 30 年度 診療報酬請求書等の受付締切日、診療報酬請求書等の返戻分等の発送予定日、診療報酬等の支払予定日について
（県医師会報 4 月号「保険」のページ P. 73 掲載予定）

- (13) 滋賀県国保連合会における、平成 30 年度 診療報酬請求書等の受付締切日、診療報酬請求書等の返戻分等の発送予定日について
（県医師会報 4 月号「保険」のページ P. 72 掲載予定）

- (14) 全国土木建築国民健康保険組合における被保険者証の更新について
(県医師会報4月号「保険」のページ P.36 掲載予定)
- (15) 甲良町における国民健康保険被保険者証等の証番号の桁数の変更について
(県医師会報4月号「保険」のページ P.37 掲載予定)

- (16) 共済組合員証の無効について

①財務省共済組合東京税関支部 (保険者番号 31130537)

| 記号番号 | 無効年月日 | 無効事由 | 備考 |
|------------|----------|------|--|
| 13-1002210 | H30.1.28 | — | ・当該組合員証が回収不能状態にあり、 回収の見通しが立たないため無効とする |

(県医師会報4月号「保険」のページ P.37 掲載予定)

- (17) 医療機器の保険適用について (4月1日保険適用分) 及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について
- (18) 病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について
【日医発第13号(地3)(介3)】

[その他]

- (19) 資格関係誤りレセプトの発生防止について

・例年3月から4月にかけては、保険者の解散・合併、患者の就職・退職等で資格の変更が多くなる。単なるレセコンデータの入力誤りだけではなく、窓口で「保険証の確認」を行い、診療録等への転記を行っていても、レセコンデータの修正をせずに保険請求されている例が例年見受けられるので、十分ご留意願いたい

- (20) 各種施設基準の届出について

・開設者が変更になった場合、移転開設した場合、医療法人化した場合、診療所から病院あるいは病院から診療所へ変わった場合等は、従前の保険医療機関を廃止し、改めて新規指定申請の手続きを行うことになる。このことに伴い、従前に届出していた健康保険法上の施設基準等も改めて届出が必要となる。

上記の届出を行わなかった場合は、届出が行われていないこととなり、届出漏れが判明した時点で、届出漏れの事項に係る診療報酬の返還請求が行われることになるので、十分ご留意願いたい。

☆施設基準等の届出書提出先・問い合わせ先

近畿厚生局滋賀事務所審査課

〒520-0044 大津市京町三丁目 1-1 大津びわ湖合同庁舎 6階
TEL077-526-8114

- (21) 犯罪被害給付制度の改正について

※警視庁ホームページ

<https://www.npa.go.jp/higaisya/kyuhu/index.html>

(改正後の制度に係るリーフレットについては、4月下旬頃に掲載される予定)

【産業保健部】

[産業保健]

(1) 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に関する「企業・医療機関連携マニュアル」と「難病に関する留意事項」について

厚生労働省がガイドラインの参考資料として標記マニュアルと留意事項を作成したので、産業保健分野に関係のある会員は了知のうえ参考としていただきたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 麻疹発生報告数の増加に伴う注意喚起について

沖縄県で麻疹患者数の増加が報告されていることを受けて、国立感染症研究所感染症疫学センターから、「沖縄県における麻疹患者の発生状況について」（平成30年4月9日）が公表された。

麻疹の広域感染防止につながる適正な診療体制（速やかな届出および院内感染予防対策）につき、ご理解と協力をお願いします。

国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/id/655diseasebased/ma/measles/idsc/7955measles20180409.html>

3. 行事日程について

①. WATCH in Shiga 2018 の開催について

・開催日時：平成30年7月14日（土） 14：10～20：00（予定）

・開催場所：【研修会】ピアザ淡海 3F 大会議室

・【懇親会】ホテルピアザびわ湖 6F クリスタルルーム

②. 第212回定例代議委員会開催について

開催日時：平成30年6月14日（木） 14：30～

開催場所：琵琶湖ホテル

議 題：①平成29年度事業報告について

②平成29年度収支決算について

※代議員会終了後、人権学習会を開催

③. 代議員・役員・事務局職員懇談会の開催について

開催日時：平成30年6月14日（木） 17：00～

開催場所：琵琶湖ホテル

4. 4月以降の行事予定表

5. 講演会・研修会等のご案内

6. 当医師会5月の行事予定表

☆☆☆ 医協連絡事項 ☆☆☆

《『医師会・医協エコプロジェクト』について》

県医師会と連携し合同企画で取り組んで参りましたエコプロジェクトは、「医療用品カタログ GooDs」を利用していただいた売り上げの一部を「琵琶湖の環境保全を目的に滋賀県へ寄附」、また「地球温暖化防止を目的にグリーン電力証書の購入」としてエコ活動に貢献致しました。平成 29 年度分の実績として、**63 万円**の寄付を実行いたしました。

《 購買課からのお知らせ 》

GWに伴い、医療用品カタログ「GooDs」の取り扱いについては下記のとおりとなります。お急ぎのご購入については余裕をもってご利用くださいますようお願いいたします。

| ご注文日 | 受付日 |
|--|----------------------|
| 平成 30 年 4 月 27 日（金）15 時まで | 通常受付（当日受付） |
| 平成 30 年 4 月 27 日（金）15 時以降～4 月 30 日（月）迄 | 平成 30 年 5 月 1 日（火）受付 |
| 平成 30 年 5 月 1 日（火）～5 月 2 日（水）15 時まで | 通常受付（当日受付） |
| 平成 30 年 5 月 2 日（水）15 時以降～5 月 6 日（日）迄 | 平成 30 年 5 月 7 日（月）受付 |
| 平成 30 年 5 月 7 日（月）～ | 通常受付 |

《平成 30 年度上半期融資利率について》

平成 30 年度上半期（平成 30 年 4 月～平成 30 年 9 月）の融資貸付利率が下記のとおり決定いたしました。

| 自家貸付 | 小口融資 | 小口特別融資 |
|----------|------------------|----------------------------|
| 資金使途 | 運転資金など医業経営に関する資金 | 当組合から医業経営に直接関連する機器等を購入する資金 |
| 貸付利率（固定） | 1.975% | 0.8% |

| 制度融資 | ドクタープラチナム | ドクタープラチナム フリー |
|---------|-----------------------|------------------|
| 資金使途 | 運転資金・医業に係る設備資金 等 | 自由資金（但し投機性資金を除く） |
| 利率（最優遇） | 変動金利 0.50% 固定金利 1.20% | 変動金利 0.60% |

その他諸条件がございますので、詳細等は医協事務局までお問い合わせください。

～滋賀県医師協同組合に未加入の先生方へ～

当組合へご加入頂くことで、様々な組合メリットをご利用頂けますので是非ご検討下さい。またご存知ない先生方がいらっしゃいましたらご紹介下さい。

★資料は草津栗東医師会ホームページ会員ページに掲載

ID :kusakuri

パスワード:kusakuri2016

平成 29 年 12 月 15 日

一般社団法人 草津栗東医師会 御中

社会福祉法人^{恩賜}財団済生会滋賀県病院

院長 三木恒治
(公印略)

SCU (脳卒中ケアユニット) に関する講演のお願い

師走の候、貴下におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、済生会の運営につきまして多大なるご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当院では、本年2月より『Stroke Care Unit (SCU)』を備えた脳卒中センターを開設しております。

つきましては、下記の通り貴医師会様での例会開催時において1年間の経過報告を含めた講演をさせて頂きたく存じます。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、何卒ご承諾下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 : 希望日時 平成30年4月28日(土) 10～15分程度
- 2 : 当院訪問者 当院 SCU 担当医師
- 3 : 内容 SCU の1年間の経過報告 等
- 4 : 連絡先 当院 地域医療連携室 担当者 川島・有田
電話 077-551-1294 (直通)

以上

診療報酬改定における調剤に関するお願い

一般社団法人滋賀県薬剤師会 常務理事 磯矢毅

1

平成30年度診療報酬改定

薬局における対人業務の評価の充実①

服用薬剤調整支援料

○ 患者の意向を踏まえ、患者の服薬アドヒアランス及び副作用の可能性等を検討した上で、処方医に減薬の提案を行い、その結果、処方される内服薬が減少した場合を評価。

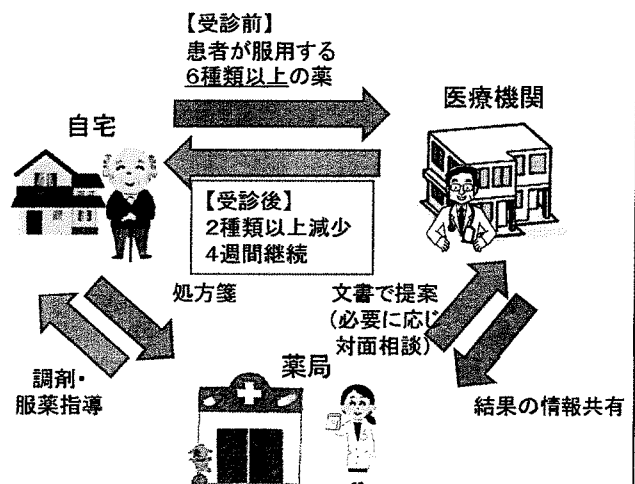
(新) 服用薬剤調整支援料

125点

[算定要件]

6種類以上の内服薬が処方されていたものについて、保険薬剤師が文書を用いて提案し、当該患者に調剤する内服薬が2種類以上減少した場合に、月1回に限り所定点数を算定する。

- (1) 当該保険薬局で調剤している内服薬の種類数が2種類以上(うち少なくとも1種類は保険薬剤師が提案したもの)減少し、その状態が4週間以上継続した場合に算定
- (2) 服用を開始して4週間以内の薬剤は、調整前の内服薬の種類数から除外。屯服薬は対象外。また、調剤している内服薬と同一薬効分類の有効成分を含む配合剤及び内服薬以外の薬剤への変更を保険薬剤師が提案したこと減少した場合は、減少した種類数に含めない。
- (3) 保険薬剤師は処方医へ提案を行う際に、減薬に係る患者の意向や提案に至るまでに検討した薬学的内容を薬剤服用歴の記録に記載する。また、保険医療機関から提供された処方内容の調整結果に係る情報は、薬剤服用歴の記録に添付する。
- (4) 当該保険薬局で服用薬剤調整支援料を1年以内に算定した場合においては、前回の算定に当たって減少した後の内服薬の種類数から更に2種類以上減少したときに限り新たに算定することができる。



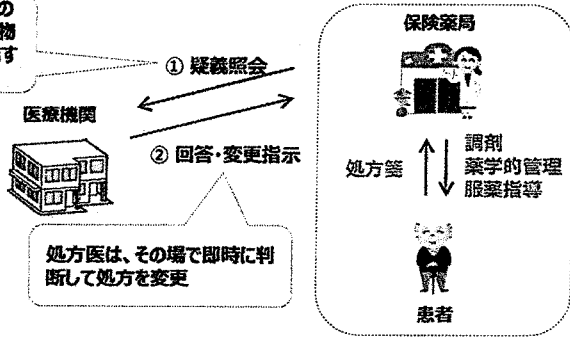
2

疑義照会と多剤投薬の適正化に係る提案の違いについて

○ 疑義照会と多剤投薬の適正化に係る提案については、以下のように整理される。

疑義照会：薬の受け渡し時における、処方内容に係る照会

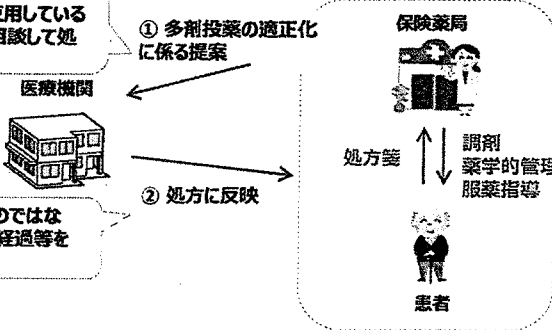
服薬情報に基づき薬の重複、残薬調整や薬物療法の安全性に直結する疑義



重複投薬・相互作用等防止加算（40点又は30点）
薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方箋を交付した保険医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合に加算。

多剤投薬の適正化に係る提案：薬の受け渡し時以外の、患者の意向を尊重した薬学的観点からの処方医への提案

薬剤を減らしたいという患者の意向を尊重し、副作用の可能性等を検討し、一定期間使用している薬の必要性を患者と相談して処方医に減薬を提案



服用薬剤調整支援料（125点）
6種類以上の内服薬が処方されていたものについて、保険薬剤師が文書を用いて提案し、当該患者に調剤する内服薬が2種類以上減少した場合に、月1回に限り算定。

処方への対応

| 処方せん | |
|-----------|----------|
| 処方せん番号 | 診療科目 |
| 処方せん交付年月日 | 処方せん交付時間 |
| 患者氏名 | 性別 |
| 生年月日 | 年齢 |
| 住所 | 電話番号 |
| 診療科 | 処方せん交付医師 |
| 処方せん交付年月日 | 処方せん交付時間 |
| 処方せん交付場所 | 処方せん交付医師 |
| 処方せん交付年月日 | 処方せん交付時間 |
| 処方せん交付場所 | 処方せん交付医師 |

- 88歳 女性 平成29年7月23日の処方
- ① アジルサルタン錠40mg 1錠 分1 夕食後
 - ② トリクロルメチアジド2mg 2錠 分2 朝夕食後
 - ③ ニフェジピン徐放錠(24時間持続)40mg 1錠 分1 夕食後
 - ④ プラバスタチンナトリウム錠5mg 2錠 分2 朝夕食後
 - ⑤ ファモチジン口腔内崩壊錠20mg 2錠 分2 朝夕食後
 - ⑥ ラックビー微粒N 6g 分3 毎食後
 - ⑦ メマンチン塩酸塩口腔内崩壊錠20mg 1錠 分1 夕食後
 - ⑧ ウチダの八味丸M 6g 分3 毎食前
 - ⑨ ~~トリアゾラム0.125mg錠 不眠時~~ **相互作用の問題(疑義照会)**
 - ⑩ ロペラミド塩酸塩カプセル1mg 2Cp 分2 朝夕食後
 - ⑪ (追加)イトラコナゾールカプセル50mg 8Cp 分2 朝夕食後

患者が減薬を希望している場合、患者からの聞き取りにより、他の薬剤も減らせる可能性がある。

平成28年度診療報酬改定(医薬品の適正使用の推進)

多剤投薬の患者の減薬を伴う指導の評価

➤ 医療機関において、多種類の服薬を行っている患者の処方薬剤を総合的に調整する取り組みを行い、処方薬剤数が減少した場合についての評価を新設する。

(新) 薬剤総合評価調整加算 250点(退院時に1回)

[算定要件]

保険医療機関に入院している患者であって、以下のいずれかの場合に、退院時に1回に限り所定点数を算定する。

- ① 入院前に6種類以上の内服薬(入院時において当該患者が処方されている内服薬のうち、頓用薬及び服用を開始して4週間以内の薬剤を除く。)が処方されていたものについて、処方内容を総合的に評価したうえで調整し、当該患者の退院時に処方される内服薬が2種類以上減少した場合
- ② 精神病棟に入院中の患者であって、入院直前又は退院1年前のうちいずれか遅い時点で抗精神病薬を4種類以上内服していたものについて退院までの間に抗精神病薬の種類数が2以上減少した等の場合。なお、保険医療機関がクロルプロマジン換算を用いた評価を行う場合には、クロルプロマジン換算で2,000mg以上内服していたものについて、1,000mg以上減少した場合を含めることができる。

(新) 薬剤総合評価調整管理料 250点(月1回に限り)

連携管理加算 50点

[算定要件]

① 薬剤総合評価調整管理料

保険医療機関が、入院中の患者以外の患者であって、6種類以上の内服薬(受診時において当該患者が処方されている内服薬のうち、頓用薬及び服用を開始して4週間以内の薬剤を除く。)が処方されていたものについて、処方内容を総合的に評価したうえで調整し、当該患者に処方される内服薬が2種類以上減少した場合は、所定点数を算定する。

② 連携管理加算

処方内容の調整に当たって、別の保険医療機関又は保険薬局との間で照会又は情報提供を行った場合は、連携管理加算として所定点数を加算する。ただし、連携管理加算を算定した同一日においては、同一の別の保険医療機関に対して、区分番号B009診療情報提供料(I)は算定できない。

<薬剤総合評価調整加算等の算定状況>

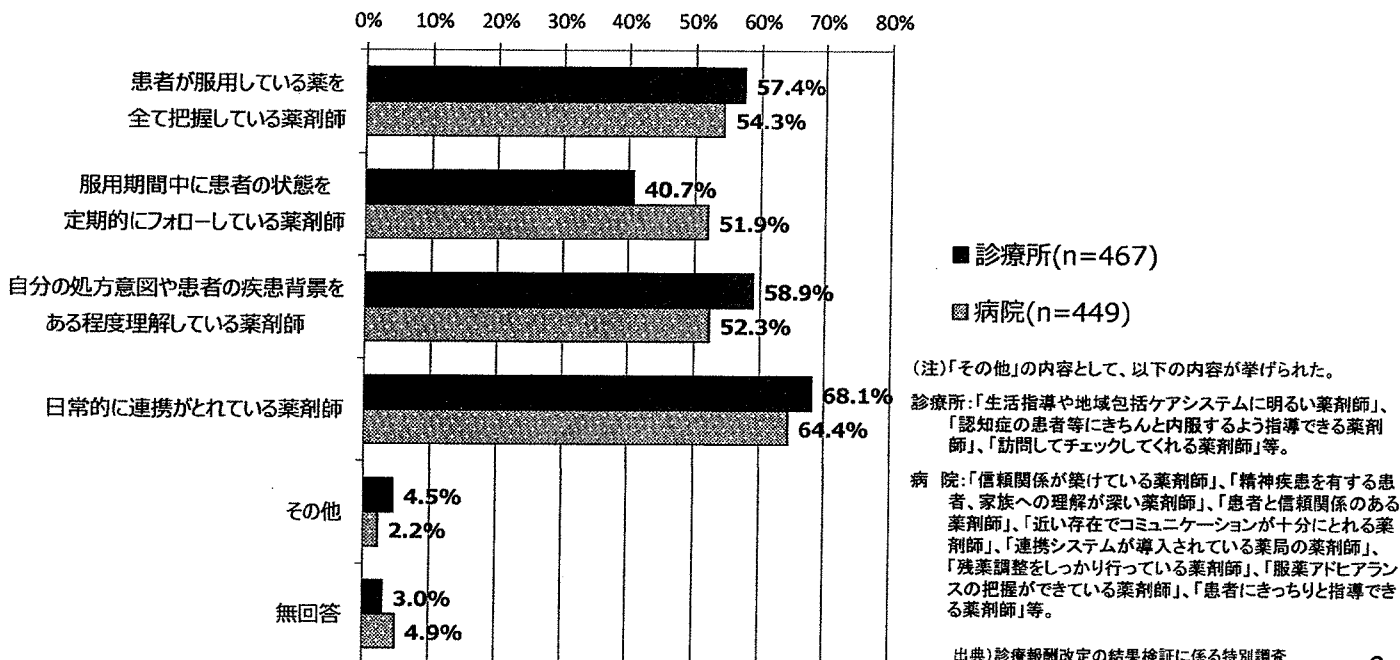
| | 平成28年6月 |
|--------------------|---------|
| 薬剤総合評価調整加算 | 1,640回 |
| 薬剤総合評価調整管理料 | 11,004回 |
| 薬剤総合評価調整管理料 連携管理加算 | 956回 |

出典：社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）

薬剤の適正使用を進める上で医療機関が求める薬局薬剤師

○ 残薬、重複投薬・多剤投薬の改善など薬剤の適正使用を進めるにあたり、どのような薬局薬剤師であれば連携を図りたいと考えるか尋ねたところ、診療所、病院ともに「日常的に連携がとれている薬剤師」が最も多かった。次いで、診療所では「自分の処方意図や患者の疾患背景をある程度理解している薬剤師」が、病院では「患者が服用している薬を全て把握している薬剤師」が多かった。

➤ 薬剤の適正使用を進める上で連携を図りたいと考える薬局薬剤師（複数回答）

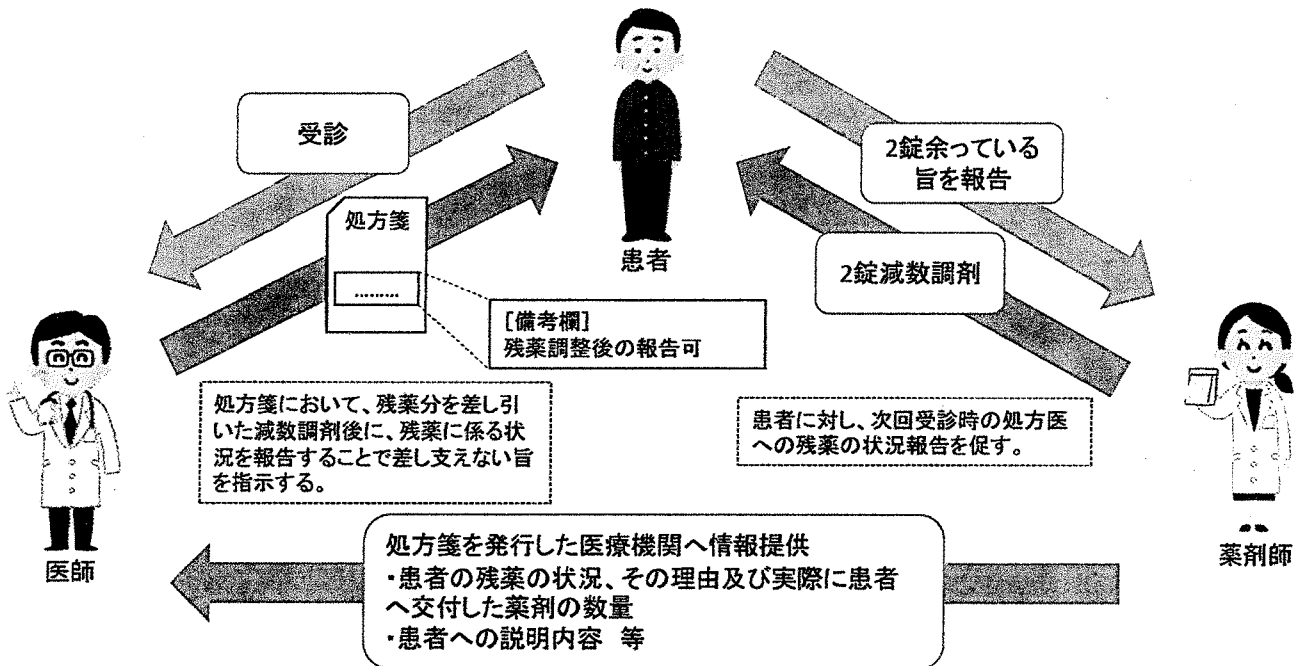


残薬調整に係る取扱い

残薬分を差し引いた減数調剤に係る取扱いについて以下のように明確化する

残薬分を差し引いた減数調剤: 薬剤服用歴の記録又は調剤録及び残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務。

○残薬分を差し引いた減数調剤(例)



7

後発医薬品使用体制加算の見直し

➤ 一般名処方加算について、一般名による処方が後発医薬品の使用促進に一定の効果があるとの調査結果等を踏まえ、より一般名による処方が推進されるよう、評価を見直す。

| 現行 | | 改定後 | |
|----------|----|----------|----|
| 一般名処方加算1 | 3点 | 一般名処方加算1 | 6点 |
| 一般名処方加算2 | 2点 | 一般名処方加算2 | 4点 |

➤ 医療機関における後発医薬品使用体制加算及び外来後発医薬品使用体制加算について、新たな数量シェア目標を踏まえ要件を見直す。

| 現行 | | 改定後 | |
|----------------------|-----|----------------------|-----|
| 後発医薬品使用体制加算1 (70%以上) | 42点 | 後発医薬品使用体制加算1 (85%以上) | 45点 |
| 後発医薬品使用体制加算2 (60%以上) | 35点 | 後発医薬品使用体制加算2 (80%以上) | 40点 |
| 後発医薬品使用体制加算3 (50%以上) | 28点 | 後発医薬品使用体制加算3 (70%以上) | 35点 |
| | | 後発医薬品使用体制加算4 (60%以上) | 22点 |

| 現行 | | 改定後 | |
|------------------------|----|------------------------|----|
| 外来後発医薬品使用体制加算1 (70%以上) | 4点 | 外来後発医薬品使用体制加算1 (85%以上) | 5点 |
| 外来後発医薬品使用体制加算2 (60%以上) | 3点 | 外来後発医薬品使用体制加算2 (75%以上) | 4点 |
| | | 外来後発医薬品使用体制加算3 (70%以上) | 2点 |

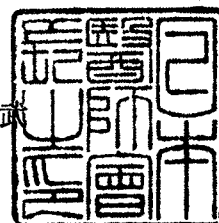
➤ DPC制度(DPC/PDPS)における後発医薬品係数の見直しの伴い、後発医薬品使用体制加算の対象にDPC対象病棟入院患者を追加し、評価対象患者を拡大する。(DPC制度の後発医薬品係数では入院患者のみがその対象であったが、後発医薬品使用体制加算の対象には外来患者も含まれる。)

8

日医発第29号(総12)
平成30年4月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義武



平成30年度「朝日がん大賞」及び「日本対がん協会賞」の
候補者推薦依頼について

標記の件について日本対がん協会より、別添のとおり「日本対がん協会賞」「朝日がん大賞」候補者推薦の依頼がまいりました。

つきましては、貴会において推薦基準をご参照のうえ、該当する個人または団体がございましたら 5月21日(月)必着で、本会総務課宛までご推薦くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

また、該当のない場合もその旨をご報告下さいますよう、重ねてお願い申し上げます。

※「推薦書類」は、日本対がん協会のホームページからダウンロードしてご使用ください。(<http://www.jcancer.jp/recruit/8363>)



日がん発第 29076 号

2018 年 4 月 4 日

公益社団法人日本医師会会長
横倉義武様

平成 30 年度の「朝日がん大賞」と「日本対がん協会賞」候補推薦のお願い

〒100-0061 東京都中央区銀座 7-16-12G 7 ビルディング

公益財団法人日本対がん協会

会長



謹啓

晩春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は小協会の活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年もがん征圧活動に功績のあった方々を称える「朝日がん大賞」と「日本対がん協会賞」の候補者のご推薦をお願いしたいと存じます。多忙な中誠に恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

お陰様をもちまして、日本対がん協会賞は今年で 51 回目を、対がん協会賞の特別賞として朝日新聞社の協力で設けました朝日がん大賞は 18 回目を迎えます。

国民の 2 人に 1 人ががんを患う時代にあつて、がん征圧に向けた地道な活動はますます重要になっております。日々ご尽力されている方々のご推薦をお願いしたいと存じます。

ご推薦いただいた候補の方々につきまして、日本対がん協会賞選考委員会（委員長＝垣添忠生・日本対がん協会会長）で審査し、9 月 1 日付で発表するとともに、受賞者の方々に「がん征圧全国大会」（9 月 13、14 日、千葉市）にお招きし、ご業績を称えます。

ご協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお勝手ながら、推薦状は 6 月 18 日（月）までに下記あてにお送りいただくようお願いいたします。

送付先：〒100-0061 東京都中央区銀座 7-16-12G 7 ビルディング 9 階

日本対がん協会・日本対がん協会賞係

問い合わせ先：本多（電話 03-3541-4771、E-mail honda@jcancer.jp）

推薦書用紙は小協会ホームページ (<http://www.jcancer.jp/recruit/8363>) からダウンロードしてお使いいただくと幸いです。

謹白

朝日がん大賞：「がん予防研究」の第一線で活躍・功績を挙げている個人・団体が対象で、医療機器の開発や患者・治療者の活動も含まれます。受賞者に表彰盾と副賞（100 万円）をお贈りします。

日本対がん協会賞：長年にわたってがん征圧活動に携わり、功績を挙げられた方々を顕彰します。医療職だけでなく一般の方々も対象とします。受賞者に表彰盾と記念品をお贈りします。

日本対がん協会賞・朝日がん大賞

推薦の手引き

公益財団法人 日本対がん協会

◇ 日本対がん協会賞

【趣旨】

対がん活動に顕著な功績のあった個人及び団体を顕彰して、がん征圧運動の一層の高揚を図ることを目的とする。

対がん活動とは、広くがん征圧のための運動、事業、研究を指すが、とくに「予防活動」の第一線で顕著な功績を上げた個人（団体）や、多年にわたって地道な活動を続けた個人（団体）に光をあてたい。

【推薦基準】

- ①「多年」とは、おおむね10年以上をいう。
- ②適正ながん知識の普及や啓発に対する功績。
- ③精度の高い各種がん検診の普及や推進に対する功績。
- ④奉仕活動や募金活動に対する功績。
- ⑤がんの早期発見および治療に関する調査・研究・開発での功績。

◇ 朝日がん大賞

【趣旨】

日本対がん協会賞の特別賞として、21世紀になった平成13年に創設した。

対象分野は、日本対がん協会の活動の柱である「がん予防」全般とし、がん征圧に向けて優れた実績をあげて社会に貢献し、かつ、第一線で活躍している個人・団体を顕彰する。

将来性のある研究の発掘、医療機器類の研究・開発、患者・治癒者の活動やケアなどの分野も対象とする。

【推薦基準】

- ① がんの予防や検診のあり方等の研究で、将来期待できる成果を挙げた個人や団体。
- ② 画期的な検診機器の開発に関して功績を挙げた個人や団体。
- ③ 患者・治癒者を支える研究や活動などで顕著な貢献をした個人や団体。

◇ 選考と表彰

- ①選考は、両賞とも「日本対がん協会賞選考委員会」で行なう。
- ②ともに年度賞とし、日本対がん協会賞は個人、団体各数件、朝日がん大賞は1件とする。
- ③表彰は、両賞とも毎年9月の「がん征圧全国大会」で行なう。
- ④日本対がん協会賞には、正賞（レリーフ）と副賞（記念品）
朝日がん大賞には、正賞（レリーフ）と副賞（100万円）を贈る。
- ⑤選考委員会の事務局は、日本対がん協会に置く。

＝2001（平成13）年4月決定

＝2010（平成22）年4月、7月改訂

＝2013（平成25）年3月改訂

＝2015（平成27）年3月改訂

第71回日本医師会設立記念医学大会

次 第

日 時 平成30年11月1日（木曜）午後1時より
場 所 日本医師会館大講堂
東京都文京区本駒込 2-28-16

開 会
挨 拶
表 彰

- 1 日本医師会最高優功賞
 - (1) 在任6年日本医師会役員・代議員会議長及び副議長、都道府県医師会会長
 - (2) 医学、医術の研究又は地域における医療活動により、医学、医療の発展又は社会福祉の向上に貢献し、特に功績顕著なる功労者
 - (3) 日本医師会会長特別表彰者
 - 2 日本医師会優功賞
 - (1) 在任10年日本医師会代議員
 - (2) 在任10年日本医師会委員会委員
 - (3) 都道府県医師会会長退任者
 - 3 平成30年度日本医師会医学賞
 - 4 平成30年度日本医師会医学研究奨励賞
 - 5 長寿会員慶祝者紹介
- 謝 辞

講 演
(基礎医学) (9月中旬頃決定予定)
(社会医学) //
(臨床医学) //

閉 会

懇 親 会 日 時 平成30年11月1日（木曜）午後4時30分より
場 所 日本医師会館3階小講堂・ホール

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 横倉 義武

日本医師会最高優功賞受賞候補者の推薦方依頼について

本年度の日本医師会設立記念医学大会を例年のとおり日本医師会館において11月1日（木曜）に開催することに決定いたしました。

つきましては、本会会員で下記の表彰規程第3条第1項第3号及び「日本医師会最高優功賞」候補者推薦に関する内規に該当される方がおられましたら、別添の「日本医師会最高優功賞候補者推薦書における記入上の注意事項について（依頼）」をご覧になった上で、別添の「日本医師会最高優功賞 候補者推薦書（様式1及び2）」により、7月5日（木曜）までにご推薦くださいますようお願い申し上げます。

様式1及び2（Word）は、「都道府県医師会宛て文書管理システム」の“お知らせコーナー”（<http://www.med.or.jp/japanese/joho/prefmed/>）よりダウンロードいただけます。

なお、各都道府県医師会の公平を期するため推薦は1件にお願いします。既に受賞された方は推薦できませんので、念のため申し上げます。

また、貴会より推薦のありました方以外で本会の責任において表彰することもありますので、あらかじめお含みおき願います。

該当者のない場合も、必ずその旨を総務課宛ご報告くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

表彰規程第3条第1項第3号〔最高優功賞〕

本会会員又は医師会で、医学、医術の研究又は地域における医療活動により、医学、医療の発展又は社会福祉の向上に貢献し、特に功績顕著と認められるもので、都道府県医師会長の推薦したもの。

「日本医師会最高優功賞」候補者推薦に関する内規

日本医師会表彰規程第3条第1項第3号における都道府県医師会長からの最高優功賞候補者の推薦に際しては、次に掲げる事項を原則とする。

1. 推薦年の4月1日時点で満70歳以上であること。なお、現職の都道府県医師会役員（理事及び監事）の場合は満75歳以上であること。
2. 上記時点において、日本医師会会員歴10年以上であること。

都道府県医師会
事務局長 殿

日本医師会総務課長

日本医師会最高優功賞候補者推薦書における
記入上の注意事項について（依頼）

1. 候補者は平成30年4月1日時点で満70才以上であり、現職の都道府県医師会役員（理事及び監事）の場合は満75歳以上であり、かつ、日本医師会会員歴が10年以上の方であることが条件です。過去に日本医師会最高優功賞を受賞した先生（団体）は再度最高優功賞を受けることはできませんので、ご注意願います。
2. 功績内容における被推薦者に対しては、敬称は用いないで下さい。
（記入例：～されています。→ ～した。～先生→ ～氏）
また、「略歴」や「主なる功績内容」に記載する年月は西暦でなく元号で記入し、「略歴」は時系列順に記入して下さい。
3. 「推薦都道府県」欄は必ず記載し、会長の公印も押して下さい。
郡市区医師会からの応募の場合は、「推薦都道府県」及び「推薦郡市区」の2つの欄の記載及び公印が必要となりますので、ご注意願います。
4. 受賞が決定した場合は、設立記念日当日に配布する抄録に受賞者の功績内容を掲載いたしますので、編集上の都合により様式1の「略歴」（主な履歴）は700字以内に、様式2の「主な功績内容」は、800字から1,200字以内に収めるようにして下さい。
字数が多過ぎると、各都道府県医師会事務局の担当の方に確認や再提出をお願いすることになり、編集作業の遅延にもつながりますので、よろしくご協力の程お願いいたします。
なお、掲載にあたり、他の調書との統一のため、雑誌編集の段階で手を加えさせていただくことがありますので、予めご了承下さい。
5. 推薦書の締め切りは7月5日（木曜）ですので、くれぐれも厳守でお願いいたします。
6. 資料の提出は不要ですので、お送り頂かなくて結構です。

平成30年 月 日

滋賀県医師会庶務課 行

(E-mail:dr-sma@shiga.med.or.jp / fax:077-552-9933)

医師会名 _____

都道府県医師会組織強化担当役員連絡協議会 (H30.6.8)

出席者

| 役 職 名 | 氏 名 |
|-------|-----|
| | |
| | |
| | |

※5月20日までに滋賀県医師会宛にFAXまたはE-mailにて回報ください。

都道府県医師会組織強化担当役員連絡協議会

次 第 (案)

日 時：平成 30 年 6 月 8 日 (金)
午後 1 時 30 分～4 時 00 分
会 場：~~日本医師会館 1 階大講堂~~
滋賀県医師会 3 階会議室

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 説 明 医師会の基本的事業と社会的役割、入会の意義などについて
 - ② 報 告 都道府県医師会における取り組み事例
- (4) 質 疑
- (5) 閉 会

平成 30 年 3 月 27 日

【事務連絡】

郡市区大学医師会
 会員情報（入退会手続き）ご担当者様

医師年金についてのお願い

日頃より、お世話になっております。

さて、最近、医師年金にご加入の先生が亡くなられた際に、ご遺族からの医師年金に関するお手続きをなされていないため、遺族年金や遺族一時金の給付ができないケースが少なくありません。

貴会会員先生の死亡退会時の手続の際、医師年金にご加入の場合には、ご遺族・関係者から当課宛に直接ご連絡をいただき、遺族年金や遺族一時金の送金手続等のご案内を差し上げる必要がございます。

つきましては、裏面の様式をコピーの上、ご遺族・関係者にお渡し
 いただきたく、お願い方ご連絡申し上げます。

業務ご多忙の中、誠に恐縮ながら、何卒よろしくお願いいたします。

日本医師会 年金・税制課
 電話：(03) 3942-6487（直通）
 平日 9：30～17：00

会員先生のご遺族様（関係者様）へ

日本医師会年金について

先生が、生前に日本医師会年金に加入されていた場合、
所定の手続きが必要になります。

つきましては、下記、日本医師会 年金・税制課まで、
ご連絡いただきますよう、お願いいたします。

日本医師会 年金・税制課
電話：(03) 3942-6487（直通）
平日 9：30～17：00

1. 会合でパンフレット類の配布

- ・会員が参加される会合等での医師年金のパンフレット類の配布をお願いします。
- ・配布用のパンフレット類については、3ページをご覧ください。
- ・パンフレット類のサンプルについて、平成29年11月に事務局あてにお届けしています。

2. 会報で広告の掲載

- ・医師会で発行されている会報等に医師年金の広告の掲載をお願いします。
- ・広告については、4ページをご覧ください。
- ・広告記事のサンプルについては、平成29年11月に事務局あてにご案内しています。

3. 事務所でパンフレット類の手渡し

- ・事務所に来られる会員の先生にパンフレット類をお渡しください。
- ・必要に応じて、該当医師会の「医師年金未加入者リスト(医籍登録番号と氏名)」を送付します。
- ・会員から年金の内容について問合せがある場合は、4ページの問合せ先をご案内下さい。

医師年金 8つの特長

1. 積立型の私的年金です。利率は現在1.5%。

本人が自分のために積み立て運用する自動型の年金制度です。現役世代が高齢者を支える公的年金制度とは異なります。現在の予定利率は1.5%です。

2. 事務手数料が少額で効率的な積立ができます。

1回の保険料払込に対して0.25%と極めて少額です。例；保険料随時払100万円の場合、2,500円を差し引いた97,500円が原資となり、運用されます。

3. 年金の受取開始を75歳まで延長できます。

受取開始まで積み立てを継続することも出来ますので、遅く加入された方、現役を続けている方などが、ご自身の状況に合わせて制度を活用できます。

4. 保険料の増減はいつでも自由にできます。

ご自身の状況に合わせていつでも増減が可能です。受取年金額を試算しながら払込保険料を気軽に変更できます。

5. 余裕のある時に保険料をまとめて払えます。

定期預金の満期時など、余裕のある時に保険料をまとめて払い込むなど、受取年金額を増やしていくことができます。

6. 年金の受取コースは受給開始時に選択できます。

生涯同じ金額を受取るタイプから、加算年金を5年間ですべて受取るタイプなどの4コース。受取開始時にご自身の状況に合わせて選択いただけます。

7. 「育英年金」「傷病年金」が活用できます。

「育英年金」として、ご子弟の教育資金に活用したり、ケガや病気で診療ができない場合、「傷病年金」として一定額を受取ることができます。

8. 会員区分を変更しても継続加入できます。

勤務医会員が他地区に異動される際、また、診療所を法人化する場合なども継続加入できます。

ご参考： 医師年金ホームページ <http://www.med.or.jp/nenkin/>

医師年金 検索

● 受取年金額の
シミュレーション

<医師年金ホームページ⇒トップページ⇒シミュレーション>で、ご希望の受取年金額や保険料、生年月日を入力すると、受取年金額等のシミュレーションができます。会員の先生方にもご案内ください。

医師年金 9つの募集ツール類 (平成30年1月現在)

| 番号 | ツール名 | 内容 | 前ツールとの変更点 | 備考 |
|----|----------------------|---------------------------|---------------|--------------|
| ① | パンフレット | 医師年金の仕組みや特長 | 50周年記念ロゴマーク入り | 12ページ |
| ② | 加入申込書 | 医師年金加入用の申込書 | 変更なし | 記入例・アンケート付 |
| ③ | 加入者インタビュー | 医師年金加入者の加入動機など | 50周年記念ロゴマーク入り | 古川俊治参議院議員 |
| ③裏 | 年金情報 | 年金情報誌で医師年金が高く評価 | 変更なし | |
| ④ | 医師年金加入をためらう7つの理由 | 「ためらう理由」を逆手にとって、加入をおすすめする | 新ツール | |
| ⑤ | 会員の皆様へ | 加入手続きの仕方を説明 | 50周年記念ロゴマーク入り | |
| ⑤裏 | FAXプラン申込票 | FAXでの医師年金プラン作成の申込書 | 変更なし | |
| ⑥ | 返信用封筒 | 加入申込書等の返信用封筒 | 変更なし | 切手貼付不要 |
| ⑦ | ①～⑥のセット | 上記すべてのセット(ビニール封筒入り) | | 会合等での配布用 |
| ⑧ | 医師には医師専用の「医師年金」があります | 主に医師会未入会者向けのチラシ | 新ツール | 裏面にFAXプラン申込票 |
| ⑨ | 向上 | 主に医師会未入会者向けの広告記事 | 新ツール | 会報等掲載用 |

ツール類の発送依頼

・当課あてに都道府県医師会、都市区医師会から資料配布用等の募集ツールの送付依頼があった場合は、通常⑦のセットを送付いたしますので、部数を下記までお知らせください。また、個別のツールの発送も可能ですので、その場合は、上表の番号、ツール名、部数をお知らせください。

日本医師会 年金・税制課 TEL:03-3942-6487 担当:岩沢 (ツール関連発送依頼)担当:加地

3

会報等掲載用医師年金広告記事

医師年金のおすすめ

日本医師会 50周年記念

医師には医師専用の「医師年金」があります

医師年金 <http://nenkin.med.or.jp/>

医師年金について詳しく知りたい

医師年金ホームページをご覧ください。または、下記までお問い合わせください。
公益社団法人 日本医師会 年金・税制課
TEL: 03-3942-6487 (平日9時半～17時)

受取年金額を知りたい

医師年金ホームページでご加入時の受取年金額のシミュレーションができますのでお試しください。
<医師年金ホームページ> トップページ シミュレーション

日本医師会に入会したい

入会手続きは、所属医療機関のある都市区医師会を通じて行いますので、直接お問い合わせください。

2017110510

縮小/拡大、カラー/モノクロは自由です。

日本医師会のホームページ、文書管理システムの「お知らせ」(2017.11.22 年金・税制課)

<http://www.med.or.jp/Japanese/joho/prefmed/>

にPDFでの原稿を保管していますので、ご活用願います。なお、印刷会社用にイラストレータでのデータが必要な際は前ページ担当者までお知らせ下さい。

医師年金に関するお問い合わせ

日本医師会 年金・税制課

TEL: 03-3942-6487

(直通) 平日9:30～17:00
まで、ご連絡ください。

4

事 務 連 絡

平成 30 年(2018 年)3 月 29 日

滋賀県医師会 様
 各地域医師会 様
 滋賀県病院協会 様
 滋賀県獣医師会 様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

愛知県知多半島の犬におけるエキノコックス（多包条虫）
 感染事例について（情報提供）

標記のことについて、平成 30 年 3 月 28 日付けで厚生労働省健康局結核感染症課から連絡がありましたので送付します。

本事例を踏まえ、引き続き「犬のエキノコックス症対策ガイドライン 2004 一人のエキノコックス症予防のためにー」の活用いただきますよう貴会所属会員あてに情報提供をお願いします。

参考資料

・ ・ 「犬のエキノコックス症対策ガイドライン2004 一人のエキノコックス症予防のためにー」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000154908.pdf>

担当

感染症対策係

TEL 077-528-3632

FAX 077-528-4863

MAIL eh0003@pref.shiga.lg.jp



滋 草 保 第 2 4 8 号
平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日

○草津栗東医師会長
守山野洲医師会長
管内各病院長
滋賀県赤十字血液センター所長
管内各市長
各保健所長
大津市保健所長

} 様

滋賀県草津保健所長
(公 印 省 略)

平成 30 年度特定感染症相談・検査事業の実施について (通知)

平素は、地域保健・医療の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記事業について、下記のとおり実施しますので御了知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日時 毎月第 1・第 3 水曜日 (原則) (別紙日程表参照)
・梅毒、H I V、肝炎ウイルス検査 13 時 15 分～15 時 30 分
- 2 場所 南部健康福祉事務所 (草津保健所) 2 階 相談室および指導室
- 3 内容 (1) 梅毒抗体検査および性感染症に関する相談
(2) H I V 抗原・抗体検査およびエイズに関する相談
(3) 肝炎ウイルス抗原・抗体検査および肝炎ウイルスに関する相談
- 4 その他 検査費無料、完全予約制

滋賀県草津保健所
地域保健福祉係 浅村
TEL : 077-562-3534
FAX : 077-562-3533
Mail: ea30400@pref.shiga.lg.jp

平成30年度 草津保健所 特定感染症相談・検査日程表

| 平成30年 | | | | | | | | | 平成31年 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 4(水) | 9(水) | 6(水)※ | 11(水) | 8(水) | 5(水) | 3(水) | 14(水) | 5(水)※ | 9(水) | 6(水) | 6(水) |
| 18(水) | 23(水) | 20(水) | 25(水) | 22(水) | 19(水) | 17(水) | 28(水) | 19(水) | 23(水) | 20(水) | 27(水) |

<定例日> 第1・3水曜日

<受付時間> 13:15～15:15 梅毒、HIV、肝炎相談・検査(最終終了時間 17時)

※ ただし、6/6(HIV検査普及週間イベント)、12/5(世界エイズデーイベント)は拡大実施予定

- <検査内容>
- ①HIV抗原・抗体検査
 - ②梅毒抗体検査
 - ③B型肝炎ウイルス抗原検査
 - ④C型肝炎ウイルス抗体検査

滋 薬 感 対 第 4 4 8 号
平成 30 年(2018 年) 4 月 5 日

一般社団法人滋賀県医師会長
各 地 域 医 師 会 長
一般社団法人滋賀県病院協会長

様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課長
(公印省略)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の
一部を改正する省令について

標記のことについて、平成 30 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 17 号で厚生労働省健康局長から別添 1 のとおり通知がありましたので、御承知いただきますとともに貴会所属会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添 2 により各肝疾患診療連携拠点病院、各肝疾患専門医療機関、各がん診療連携拠点病院、各地域がん診療病院および各がん診療連携支援病院に通知しています。

| |
|--|
| 感染症対策係 我藤 TEL : 077-528-3632 FAX : 077-528-4863 E-mail : eh0003@pref. shiga. lg. jp |
|--|

滋 薬 感 対 第 4 6 9 号
平成 30 年(2018 年)4 月 10 日

一般社団法人 滋賀県医師会長 様
一般社団法人 滋賀県病院協会会長 様
各地域医師会長 様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による
健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について

平素は、本県の予防接種事業に御協力いただき、ありがとうございます。

このことについて、平成 30 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 7 号で厚生労働省健康局長から別紙の
とおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員あて情報提供について、よろしく申し上げます。

滋賀県健康医療福祉部

薬務感染症対策課

感染症対策係 舟山

TEL : 077-528-3632

FAX : 077-528-4863

E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 106 号）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 107 号）については、平成 30 年 3 月 30 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、貴管内市区町村に対する周知方お願いする。

記

1 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 11 条から第 13 条まで、第 17 条、第 21 条、第 24 条及び第 26 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

（1）A 類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項に規定する臨時の予防接種（以下「第三項臨時予防接種」という。）を除く。）

| | 改正前の額 | 改正後の額 |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| ア 医療手当 | | |
| 月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院及び同一月の入通院 | 36,300 円 | 36,400 円 |
| 月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院 | 34,300 円 | 34,400 円 |
| イ 障害児養育年金 | | |
| 1 級 | 1,549,200 円 | 1,557,600 円 |
| 2 級 | 1,239,600 円 | 1,246,800 円 |

| | | | |
|---|----------------------|-------------|-------------|
| ウ | 障害年金 | | |
| | 1級 | 4,954,800円 | 4,981,200円 |
| | 2級 | 3,966,000円 | 3,985,200円 |
| | 3級 | 2,974,800円 | 2,989,200円 |
| エ | 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算 | | |
| | 1級 | 841,000円 | 842,300円 |
| | 2級 | 566,000円 | 561,500円 |
| オ | 死亡一時金 | 43,400,000円 | 43,600,000円 |

(2) B類疾病に係る定期の予防接種

| | 改正前の額 | 改正後の額 |
|---|-------------------------------|------------|
| ア | 医療手当 | |
| | 月8日以上入院又は月3日以上通院 及び同一月の入通院 | |
| | 36,300円 | 36,400円 |
| | 月8日未満入院又は月3日未満通院 | |
| | 34,300円 | 34,400円 |
| イ | 障害年金 | |
| | 1級 | 2,752,800円 |
| | 2級 | 2,203,200円 |
| ウ | 遺族年金 | 2,408,400円 |
| エ | 遺族一時金 | 7,225,200円 |

(3) 第三項臨時予防接種

| | 改正前の額 | 改正後の額 |
|---|-------------------------------|------------|
| ア | 医療手当 | |
| | 月8日以上入院又は月3日以上通院 及び同一月の入通院 | |
| | 36,300円 | 36,400円 |
| | 月8日未満入院又は月3日未満通院 | |
| | 34,300円 | 34,400円 |
| イ | 障害児養育年金 | |
| | 1級 | 1,204,800円 |
| | 2級 | 964,800円 |
| ウ | 障害年金 | |
| | 1級 | 3,854,400円 |
| | 2級 | 3,084,000円 |
| | 3級 | 2,313,600円 |

エ 死亡一時金

| | | |
|------------|--------------|--------------|
| 生計維持者である場合 | 33,700,000 円 | 33,900,000 円 |
| 生計維持者でない場合 | 25,300,000 円 | 25,400,000 円 |

- 2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令(平成 21 年政令第 277 号) 第 3 条から第 5 条まで、第 8 条及び第 10 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

| | 改正前の額 | 改正後の額 |
|-------------------------------|--------------|--------------|
| ア 医療手当 | | |
| 月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院及び同一月の入通院 | 36,300 円 | 36,400 円 |
| 月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院 | 34,300 円 | 34,400 円 |
| イ 障害児養育年金 | | |
| 1 級 | 1,204,800 円 | 1,210,800 円 |
| 2 級 | 964,800 円 | 969,600 円 |
| ウ 障害年金 | | |
| 1 級 | 3,854,400 円 | 3,873,600 円 |
| 2 級 | 3,084,000 円 | 3,099,600 円 |
| エ 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算 | | |
| 1 級 | 841,000 円 | 842,300 円 |
| 2 級 | 560,600 円 | 561,500 円 |
| オ 遺族年金 | | |
| 生計維持者である場合 | 3,370,000 円 | 3,390,000 円 |
| 生計維持者でない場合 | 2,530,000 円 | 2,540,000 円 |
| カ 遺族一時金 | | |
| 生計維持者である場合 | 33,700,000 円 | 33,900,000 円 |
| 生計維持者でない場合 | 25,300,000 円 | 25,400,000 円 |

- 3 本改正による給付の額の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行されるものであること。

- 4 平成 30 年 3 月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月 31 日以前の死亡に係る死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例によること。

滋 薬 感 対 第 470 号
平成 30 年(2018 年)4 月 10 日

一般社団法人 滋賀県医師会長 様
一般社団法人 滋賀県病院協会 様
各地域医師会長 様

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課長
(公 印 省 略)

ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則の一部改正について

平素は、本県の予防接種事業に御協力いただき、ありがとうございます。

このことについて、平成 30 年 3 月 30 日付け健健発 0330 第 2 号で厚生労働省健康局健康課長から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員あて情報提供について、よろしくお願ひします。

滋賀県健康医療福祉部

薬務感染症対策課

感染症対策係 舟山

TEL : 077-528-3632

FAX : 077-528-4863

E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp

健 健 発 0330 第 2 号
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則の一部改正について（施行通知）

標記について、「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業の実施について」（平成16年3月30日付け健感発第0330004号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則」（以下「実施細則」という。）を下記のとおり改正するので、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）に対し周知方よろしくお願いしたい。

記

- 1 実施細則第3の2で定める医療手当の額について、（1）の一、三及び（2）に規定する額を36,300円から36,400円に、（1）の二及び四に規定する額を34,300円から34,400円に、それぞれ引き上げること。
- 2 実施細則第4のアの2で定める障害児の養育に対する特別手当の額について、（1）の一に規定する額を860,400円から865,200円に、（1）の二に規定する額を688,800円から692,400円に、それぞれ引き上げること。
- 3 実施細則第4のイの2で定める18歳以上の障害者に対する特別手当の額について、（1）の一に規定する額を2,752,800円から2,767,200円に、（1）の二に規定する額を2,203,200円から2,214,000円に、それぞれ引き上げること。
- 4 実施細則第5のイの2で定める死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金の額について、（1）に規定する額を7,225,200円から7,261,200円に引き上げること。
- 5 本改正は平成30年4月以降の月分から適用されるものであること。

ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱

第1 目 的

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく急性灰白髄炎（以下「ポリオ」という。）の定期予防接種によって経口生ポリオワクチン（以下「ポリオ生ワクチン」という。）の接種を受けた家族等に接触すること等により、極めて希ながらも、ポリオウイルスに2次感染した者に対して、当面の間、法に基づく予防接種に生ワクチンを使用せざるを得ない現状を踏まえ、法の健康被害救済制度の趣旨にかんがみ、医学的見地から調査を行い、救済事業を実施することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

第3 対象者

この事業の対象者は、次に掲げる事項を全て満たし、法第5条の規定により行われた定期予防接種のうち、ポリオ生ワクチンの予防接種を受けた者からワクチン株のポリオウイルスに2次感染（ただし、野生株のポリオによる発症者が最後に報告された年である昭和55年以降に感染したものに限り。以下「2次感染」という。）した者であって、当該2次感染により、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡したとして、第4の3に定めるポリオ生ワクチン2次感染者対策検討会の意見を聴いて厚生労働大臣が認定した者とする。

- 一 発症前おおむね半年以内に同居の家族、又は、濃厚に接触したと認められる親族その他の者がポリオ生ワクチンによる定期の予防接種を受けていること。
- 二 発症前35日以内にポリオ生ワクチンの予防接種を受けていないこと。
- 三 発症前35日以内に野生株によるポリオ患者が発生している地域への渡航歴がないこと。

第4 実施方法

- 1 この事業は、2次感染したことにより、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、その原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の申請をすることにより行うものとする。
- 2 前項の申請を受けた市町村の長は、申請に係る2次感染した者が、2次感染により疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡したとされる場合において、その疾病、障害又は死亡が当該2次感染によるものであるかを調査するために、予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設け、当該事例について医学的な見地からの調査を行うものとする。
- 3 前項の調査を行った市町村は、申請書類並びに委員会により収集された資料及び調査報告をもとに厚生労働省へ判定の申出を行い、申出を受けた厚生労働省は、医学の専門家等により構成されるポリオ生ワクチン2次感染者対策検討会（以下「検討会」という。）を設置し、当該検討会の意見を聴いた厚生労働

大臣が認定したときは、第5の規定に定めるところにより給付を行うものとする。

第5 給付

1 給付区分、対象

当事業により対象者に対して行う給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行うものとする。

一 医療費及び医療手当

2次感染による疾病について医療を受ける者

二 特別手当

2次感染により障害の状態にある18歳未満の者を養育する者、又は障害の状態にある18歳以上の者

三 死亡一時金

2次感染により死亡した者の遺族

四 葬祭料

2次感染により死亡した者の葬祭を行う者

2 給付についての考え方

2次感染者に対する給付については、ポリオの定期予防接種を受ける者の保護者がポリオワクチンを接種したにもかかわらず、抗体保有率が低い年齢層である場合、保護者に対しても接種を受けることを推奨していること等にかんがみ、法に基づかない任意による予防接種によって健康被害を生じた者に対する取扱いとの公平性を維持する観点から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）における救済給付による給付額と同程度の額を支給するものとする。

3 給付の実施方法

当該給付は、法の健康被害に対する救済措置の例にならい、給付に要する費用は市町村が支弁するものとし、都道府県はその費用について厚生労働大臣が定める基準により算定した額の4分の3を負担し、国は都道府県の負担する額の3分の2を負担するものとする。

第6 事業年度

本事業の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第7 秘密保持

この事業に従事する者は、対象者となるために申請し、又は既に対象者となっている者の氏名等これらの者の秘密に属することが外部に漏れないよう厳に注意を払わなければならないものとする。

第8 実施細則への委任

各項に規定するもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則で定める。

附 則

この実施要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日から適用する。

滋薬感対第454号
平成30年(2018年)4月9日

一般社団法人滋賀県医師会長
各地域医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会会長 } 様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課長

県が備蓄している国有抗毒素について (通知)

このことについて、平成30年度の県内における保有状況、供給体制は下記のとおりですので、貴会員にお知らせ願います。

記

1 国有抗毒素について

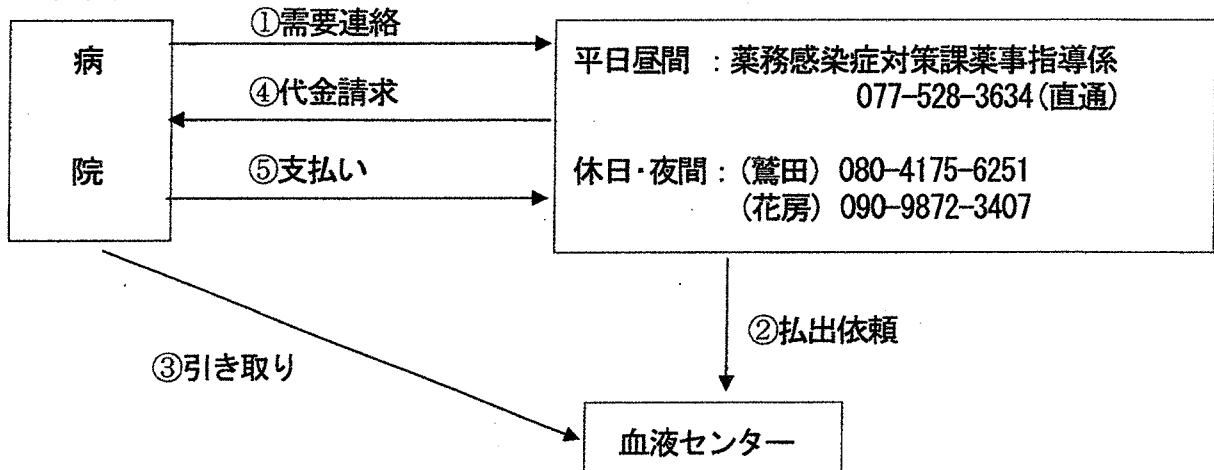
(1) 品名・数量・単価

乾燥ボツリヌスウマ抗毒素(A、B、E、F型) 2本
@684,694円

(2) 備蓄場所

滋賀県赤十字血液センター
草津市笠山7丁目1-45
電話(代表) 077-564-6311
(供給課直通) 077-564-6333

(3) 供給体制



なお、緊急時の供給体制については、平成13年12月10日付け滋医薬第3607号でお知らせしている
とおり、状況に応じて適切に対応願います。

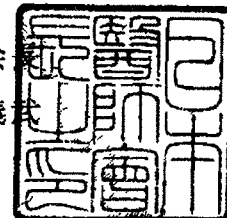
日医発第69号(年税第3号)F

平成30年4月17日

郡市区医師会会長 殿

日本医師会会

横倉 義



拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、昨年に引き続き、別紙①「開催要項」のとおり、「第5回 医師たちによるクリスマス・チャリティコンサート」を開催いたします。

つきましては、別紙②「応募要項」に則り「演奏ユニット」を募集いたしますので、貴会会員へのご周知方をお願い申し上げます。本会では、『日医ニュース』、『日医ホームページ』等にて周知を図る予定です。

なお、別紙③「出演申込書」と「審査用音源(CDまたはDVDのみ)」の提出先は、所属の都道府県医師会といたしましたことをご承知おきいただきたく、よろしく願いいたします。

出演ユニットの選考は、音源視聴による関係者および専門家の意見を元に、演奏水準、地域バランスなどを考慮して行います。

チャリティコンサートの趣旨より、出演経費は出演ユニットの自己負担を原則としますが、別紙④の基準による交通費補助を行います。

また、別紙文書を都道府県医師会長宛に送付しておりますことを申し添えます。

本チャリティコンサートを成功させるために、一層のご理解とご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬 具

<別紙①>

第5回 医師たちによるクリスマス・チャリティコンサート

開催要項

開催趣旨 都道府県医師会・郡市区医師会と協力しつつ、病気に苦しむ患者・その家族の支援活動を行っている医療関係団体等への一助のため、チャリティコンサートを行う。

主催 公益社団法人 日本医師会

開催日時 ■ 12月15日・土曜日

12:15～17:15 「リハーサル」

17:30～19:00 「懇親会」(出演者全員参加)

※リハーサル割当時間によって12:00前後の集合をお願いする場合があります。

※一組あたり、場当たり・実演15分+サウンドチェック20分を予定しております。

■ 12月16日・日曜日

12:00 「開場」

12:30 「開演挨拶」

12:35～16:30 「開演」(20分×8～10ユニット)

16:30～17:00 「記念演奏」(ゲスト演奏者による記念演奏)

17:00 「終演挨拶」

※時間は第4回に準じて設定しており、実際には前後する可能性があります。

ゲスト演奏者 1ユニット(調整中)

司会 濱中 博久/元NHKアナウンサー

会場 日本医師会大講堂
日本医師会小講堂(懇親会)

参加資格 応募要項に従う。

入場料 無料。但し寄付を募りチャリティにあてる。

年税9号(F)
平成30年4月17日

郡市区医師会
事務局長 殿

日本医師会
年金・税制課

(事務連絡) 会員提携ホテル 「日本平ホテル」の
優待価格利用開始について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、日本医師会の事業にご協力を賜り、有り難うございます。

さて、このたび、日本医師会の会員提携ホテルとして「日本平ホテル」が新規に優待価格でのご利用が可能となりましたので、お知らせいたします。

日本医師会ホームページ「メンバーズルーム」内の「ホテル予約」からご予約いただけます。

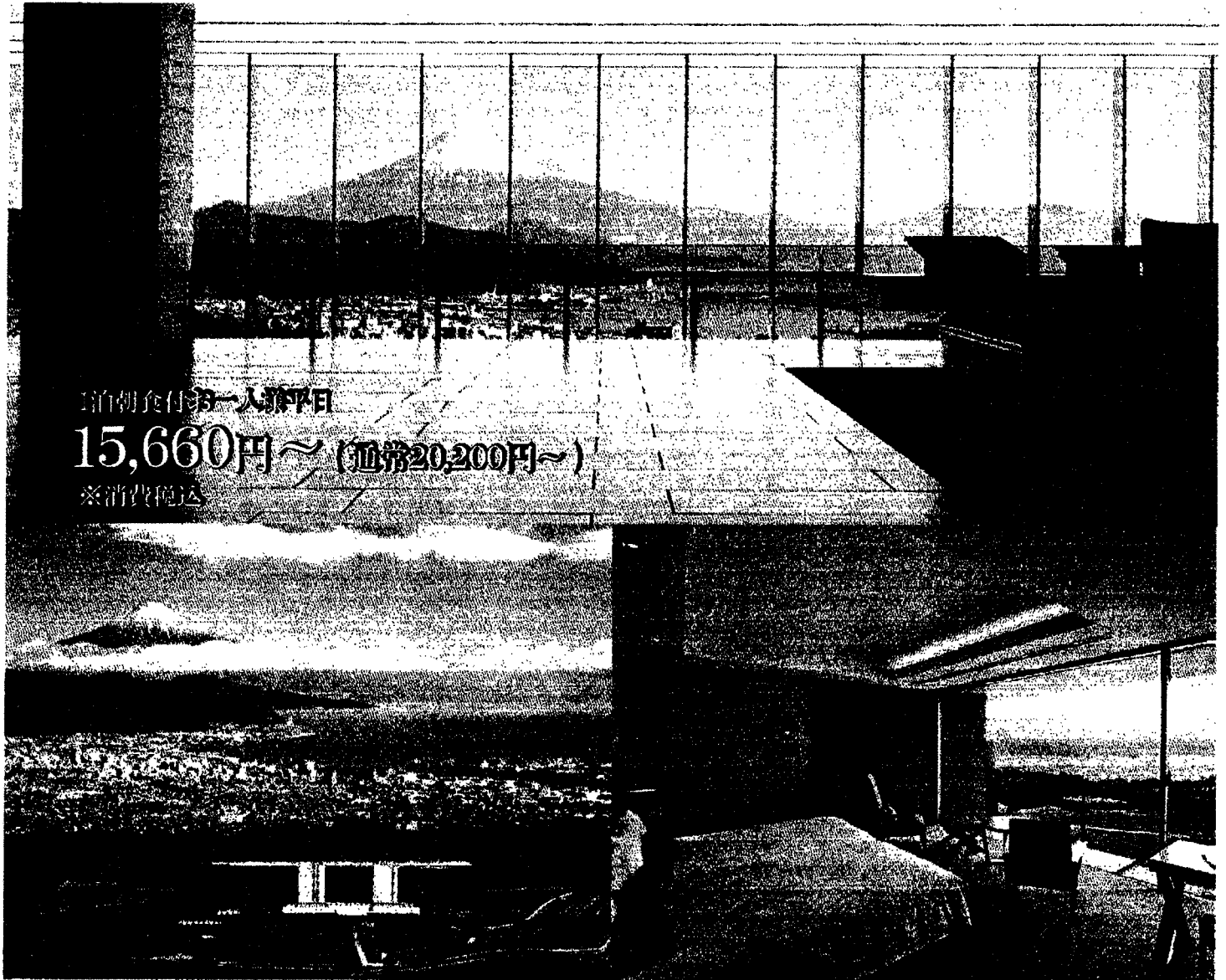
今後も最新の情報は上記 Web サイトなどを通じて今後もお知らせ致しますので、どうぞ宜しくお願いします。

今後とも本会への一層のご協力を、何卒お願い申し上げます。

(別添書類)

- 別添1 日本平ホテル ご案内
- 別添2 日本平ホテル FAX 予約申込書

日本医師会 会員様限定 宿泊優待割引



前朝食付3~人1泊平日

15,660円~ (通常20,200円~)

※消費税別



日本平ホテル

【写真上】エントランスロビーから望む絶景【中段左】有度山山頂付近に建つ風景美術館 日本平ホテル外観【中段右】標準客室45㎡のゆったりとした日本平ツイン【下段左】遮るものなく広がる夜景は圧巻の一言【下段中】客室バルコニーは時が経つのを忘れてのんびりと【下段右】高さ10m横30mのワイドウィンドウが特徴の朝食会場、レストラン【オールデydayニング ザ・テラス】

〒424-0875 静岡県静岡市清水区馬走 1500-2 TEL: 054 (335) 1131

日本平ホテル

予約専用



ご予約はお電話またはFAX 36 EBサイトから承っております。

別添2

日本平ホテル 宿泊部予約課 宛
FAX:054-335-8955

日本医師会 会員様

＜日本平ホテル 宿泊予約申込書＞

(下記事項をご記入の上ファックスにてご連絡下さい)

平成 年 月 日

【ご宿泊者名】

【所属医師会名】

【所属医療機関名】

【お申込者名】

医師会

様

【ご連絡先】 TEL:

Mobile phone:

FAX:

E-mail

ホテルからのご案内を希望する Yes No

【ご到着日】平成 年 月 日 () ホテル到着予定時刻:

【ご出発日】平成 年 月 日 ()

【ご希望新聞】 日経・朝日・読売・毎日・英字 (いずれか1紙に○を付けてください)

【タバコ】 喫煙・喫煙 ※ご予約状況によりご希望に添えない場合がございます。

【ご希望の部屋数】

1室1名様: 室 (45㎡ ツインタイプ 富士山ビュー)

1室2名様: 室 (45㎡ ツインタイプ 富士山ビュー)

【お支払方法】 ご宿泊者支払い・その他 []

【その他ご希望】

【ホテル記載欄】

この度はご予約頂き誠にありがとうございます。下記予約番号にてご予約を承りました。

ご予約番号:

ご予約合計金額:

円 (税金・サービス料込)

日付: 年 月 日

担当:

※レストランは満席の場合がございますので、ご夕食は事前予約をお勧めしております。

※誠に勝手ながら満室の場合は、お断りをさせていただきますので予めご了承くださいませ。

※他お問い合わせがございましたら、Mail: stay@ndhl.jp へご連絡ください。



NIPPONDAIRA HOTEL

事 務 連 絡
平成 30 年(2018 年)4 月 16 日

一般社団法人滋賀県医師会 }
県内各地域医師会 } 様
一般社団法人滋賀県病院協会 }

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の相談体制について

このことについて、平成 30 年4月 12 日付け健感発 0412 第1号で別添1のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありましたので御承知いただくとともに貴会所属会員への周知をお願いします。

担当

感染症対策係

TEL 077-528-3632

FAX 077-528-4863

Mail eh0003@pref.shiga.lg.jp

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)
 平成28年度「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」
 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)に対する診断・治療・予防法の開発
 及びヒトへの感染リスクの解明等に関する研究 (研究代表者 西條 政幸,
 連絡先 電話03-4582-2660; e-mail: msaijo@nih.go.jp)

| 都道府県 | 医療(研究)機関 | 診療科等 |
|------|--------------|-----------------------|
| 東京都 | 国立感染症研究所 | ウイルス第一部 |
| | 国立国際医療研究センター | 国際感染症センター |
| 富山県 | 富山大学附属病院 | 感染症科 |
| 和歌山県 | 紀南病院 | 内科 |
| 三重県 | 伊勢赤十字病院 | 感染症内科 |
| 岡山県 | 岡山大学病院 | 総合内科 |
| 広島県 | 県立広島病院 | 総合診療科 |
| | 広島大学病院 | 感染症科 |
| 山口県 | 山口県立総合医療センター | 血液内科 |
| | 国立関門医療センター | 内科 |
| 香川県 | 香川大学医学部附属病院 | 血液内科 |
| | 高松赤十字病院 | 血液内科 |
| | 三豊総合病院 | 内科 |
| 愛媛県 | 愛媛大学医学部附属病院 | 第一内科 |
| | 愛媛県立中央病院 | 総合診療科 |
| | 松山赤十字病院 | 内科 |
| | 市立八幡浜総合病院 | 内科 |
| | 市立宇和島病院 | 血液内科 |
| 徳島県 | 徳島大学病院 | 呼吸器・膠原病内科 |
| | 徳島県立中央病院 | 呼吸器内科 |
| | 東徳島医療センター | 内科 |
| 高知県 | 幡多けんみん病院 | 内科 |
| | 近森病院 | 感染症内科 |
| | 高知医療センター | 救急科 |
| 福岡県 | 九州大学病院 | グローバル感染症センター |
| | 北九州市立医療センター | 総合診療科 |
| | 福岡赤十字病院 | 感染症内科 |
| 長崎県 | 長崎大学病院 | 感染制御教育センター |
| | 佐世保市総合医療センター | 呼吸器内科 |
| | 長崎労災病院 | 感染症内科 |
| | 諫早総合病院 | 呼吸器内科 |
| 大分県 | 北松中央病院 | 呼吸器内科 |
| | 大分大学医学部附属病院 | 呼吸器内科, 感染症内科, アレルギー内科 |
| 熊本県 | 熊本大学医学部附属病院 | 血液内科 |
| | 熊本医療センター | 血液内科 |
| | 熊本市民病院 | 呼吸器内科 |
| | 熊本赤十字病院 | 内科 |
| 宮崎県 | 宮崎大学医学部附属病院 | 膠原病感染症内科 |
| | 宮崎県立宮崎病院 | リウマチ膠原病・感染症内科 |
| | 宮崎県立延岡病院 | 内科 |
| 鹿児島県 | 鹿児島大学病院 | 血液・膠原病内科 |
| | 鹿児島市立病院 | 神経内科 |

滋 薬 感 対 第 548 号
平成 30 年(2018 年)4 月 20 日

一般社団法人 滋賀県医師会長
各地域医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会
各患者定点医療機関の長
各病原体定点医療機関の長

} 様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等および滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

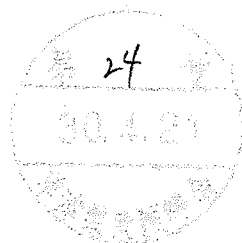
平素は、本県の感染症対策に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第22号。以下「改正省令」という。)が平成30年3月14日に公布され、平成30年度5月1日から施行される旨、厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありました。また、改正省令の施行に伴い、厚生労働省が定める「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部も改正され、平成30年5月1日から適用されることとなりましたので、併せてお知らせします。本改正により、五類感染症に急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)が追加されました。

これにあわせて、「滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱」(平成30年3月1日改正)(以下「県実施要綱」という。)を改正し、平成30年5月1日より施行しますので、関係者への周知をお願いします。

なお、改正後の県実施要綱は、「滋賀県感染症情報センター 感染症発生動向調査(http://www.pref.shiga.lg.jp/e/ef45/kansen-c/doukou_chosa.html)」上に掲載しましたので、お手数ですが、上記ホームページを御覧いただくようお願いします。

| |
|------------------|
| 滋賀県健康医療福祉部 |
| 業務感染症対策課 |
| 感染症対策係 舟山 |
| TEL 077-528-3632 |
| FAX 077-528-4863 |



滋小セ 67 号
平成30年(2018年) 4月 1日

各関係機関の長 様

滋賀県立小児保健医療センター病院長
(公 印 省 略)

平成30年度遺伝カウンセリング事業の実施について

平素は、当センター事業に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、別添「滋賀県立小児保健医療センター遺伝カウンセリング事業実施要綱」に基づき、実施させていただきますのでお知らせいたします。

つきましては、本事業を必要とされます方への周知等について、御協力よろしくお願い申し上げます。

| |
|--|
| 問い合わせ先 滋賀県立小児保健医療センター 保健指導部 山口 TEL 077-582-8429 FAX 077-582-6304 |
|--|

滋賀県立小児保健医療センター遺伝カウンセリング事業実施要綱

1 目的

本事業は、遺伝の関与した内因性疾患や先天異常による不安や悩みをもつ個人および家族に、遺伝についての正しい知識や情報を提供し、意思決定を援助することを目的とする。

2 実施主体 滋賀県立小児保健医療センター

3 事業内容

(1) 遺伝カウンセリング事業

ア 遺伝カウンセリングは、主として次の事項について行う。

- ① 遺伝性疾患の確定診断と、本人、家族等に対するカウンセリング等
- ② こどもに疾病や障害が発見された場合、次子での再発との関連性について
- ③ 家系内にある人の疾病や障害が自分のこどもに現われる可能性について
- ④ 近親婚の影響について
- ⑤ 結婚に際しての遺伝的要因による不安について
- ⑥ その他

イ 遺伝カウンセリング日時

- ① 第3水曜日の午前（予約制）
- ② 上記以外（担当医の判断による）

ウ 遺伝カウンセリング担当者

- ・当センター遺伝カウンセリング担当医（以下、担当医とする）
- ・遺伝カウンセリング指導医（院外からの派遣）（以下、指導医とする）
- ・認定遺伝カウンセラー（院外からの派遣）（以下、遺伝カウンセラーとする）
- ・当センター保健師（以下、保健師とする）

エ 予約方法

- ① 当センター初診の場合

遺伝カウンセリングを希望する者が直接遺伝カウンセリング予約専用電話（カリヨンダイヤル：077-582-6584）に電話して予約を取る

- ② 発端者*が当センターに通院している場合

遺伝カウンセリングを希望する者は、発端者の主治医に相談する
主治医から担当医へつなぎ、担当医が予約を取る

*発端者とは、遺伝性疾患を有する家系が確認されるきっかけとなった者

オ 遺伝カウンセリング方法

- ① 遺伝カウンセリングの方法は原則として、面接で行う。
- ② 遺伝カウンセリング当日までに担当医、遺伝カウンセラーまたは保健師が相談主訴の確認および家系図の聞き取りを行う。保健師が聞き取りを行った場合は、相談受理票（様式1）を作成し、担当医に相談する。
- ③ 遺伝カウンセリング当日までに聞き取った内容（相談主訴や家系図）を担当医、遺伝カウンセラーまたは保健師が様式2～3に記録する。

- ④ 遺伝カウンセリング当日までに事例検討会を行うことを原則とする。
- ⑤ 遺伝カウンセリングにより、更に継続的なカウンセリングが必要な場合は、担当医が予約を取る。

カ 遺伝カウンセリング料

初回

1時間につき、5,915円。以降、30分毎に2,026円加算。

2回目以降

30分毎に2,026円。

※ただし、遺伝子検査の必要が生じた場合、これにかかる診療の費用は、別途徴収する。

※疾患によっては、遺伝カウンセリング料が保険適用になる場合がある。

キ 記録の保管について

- ① 遺伝カウンセリング実施後は担当医が様式4にカウンセリング結果を記録する。
- ② 様式1～4について、様式5を用いて耳鼻科事例以外は、保健指導部にて保管管理する。
- ③ 耳鼻科事例については、耳鼻科にて保管管理する。

ク 開始日

平成26年10月1日とする。

(2) 遺伝に関する知識や情報の提供

地域の医療福祉関係者に対して遺伝の相談に応じるための必要な知識と技術を習得するために研修等を行う。

4 実施上留意すべき事項

本事業によって知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

遺伝相談受診票

様式1

| | | | | | | |
|----------|---|------------------|------------|-------------|-----------------|--|
| 相談日 | 年 月 日 時 | 電話 (一般・カリン) 面接 | | | | |
| 氏名 | 男 | 未婚 | 生年 | 年 月 日 () 歳 | | |
| | 女 | 既婚 | 月 日 | | | |
| 住所 | TEL | | | | 当センターからの連絡 可・不可 | |
| 相談経路 | 1. 市町保健師 2. 保健所保健師 3. 広報/リーフレット() 4. 当センター内紹介 5. 他医療機関からの紹介 6. 他相談機関からの紹介 7. その他() 8. 不明 | | | | | |
| 相談内容・家系図 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 対応内容 | | | | | | |
| 相談種別 | 1. 第1子出産への影響 | 現在の妊娠 | 有(妊娠第 週)・無 | 疾病 障害 | | |
| | 2. 次子出産への影響 | 現在の妊娠 | 有(妊娠第 週)・無 | | | |
| | 3. 結婚について(相手あるいは相手の家系内での問題について) | | | | | |
| | 4. 離婚について(相談者あるいは相談者の家系内での問題について) | | | | | |
| | 5. 近親婚について | | | | | |
| | 6. その他() | | | | | |
| 事後方針 | 1. 面接相談予約 | 予約日時 | 年 月 日 時 | | | |
| | 2. 再度電話相談 | | | | | |
| | 3. 終了 | | | | | |
| | 4. 他機関紹介 | 機関名() | | | | |

家系図

相談日時： 年 月 日
相談時間： : ~ :

| No | 担当医師 | 遺伝カウンセラー | 担当保健師 |
|----|------|----------|-------|
| | | | |

相談内容

相談日時: 年 月 日

相談時間: : ~ :

| No | 担当医師 | 遺伝カウンセラー | 担当保健師 |
|----|------|----------|-------|
| | | | |

説明

相談日時： 年 月 日

相談時間： : ~ :

| No | 担当医師 | 遺伝カウンセラー | 担当保健師 |
|----|------|----------|-------|
| | | | |

| No. | 月日 | TEL・面接 | 初・再 | 相談者氏名 | 疾患名 | 相談内容 | 相談 経路 | 相談 種別 | 事後方針 | 転帰 | 継続相談の 状況 |
|-----|----|--------|-----|-------|-----|------|------------------------------|----------------------|-----------------------------|----------------|-------------|
| | | | | | | | 1, 2 3, 4 5, 6 7, 8 | 1, 2 3, 4 5, 6 | 面接 再度 TEL 終了 他機関紹介 | 終了 継続 紹介 | |
| | | | | | | | 1, 2 3, 4 5, 6 7, 8 | 1, 2 3, 4 5, 6 | 面接 再度 TEL 終了 他機関紹介 | 終了 継続 紹介 | |
| | | | | | | | 1, 2 3, 4 5, 6 7, 8 | 1, 2 3, 4 5, 6 | 面接 再度 TEL 終了 他機関紹介 | 終了 継続 紹介 | |
| | | | | | | | 1, 2 3, 4 5, 6 7, 8 | 1, 2 3, 4 5, 6 | 面接 再度 TEL 終了 他機関紹介 | 終了 継続 紹介 | |
| | | | | | | | 1, 2 3, 4 5, 6 7, 8 | 1, 2 3, 4 5, 6 | 面接 再度 TEL 終了 他機関紹介 | 終了 継続 紹介 | |
| | | | | | | | 1, 2 3, 4 5, 6 7, 8 | 1, 2 3, 4 5, 6 | 面接 再度 TEL 終了 他機関紹介 | 終了 継続 紹介 | |

<相談経路> 1)市町保健師 2)保健所保健師 3)広報/リーフレット 4)センター内紹介 5)他医療機関から紹介 6)他相談機関から紹介 7)その他 8)不明
 <相談種別> 1)第1子出産への影響 2)次子出産への影響 3)結婚について(相手あるいは相手の家系内での問題について)
 4)結婚について(相談者あるいは相談者の家系内での問題について) 5)近親婚について 6)その他

滋 薬 感 対 第 5 6 3 号
平成 30 年 (2018 年) 4 月 23 日

一般社団法人滋賀県医師会長
県内各地域医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会会長 } 様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課長
(公印省略)

平成 30 年度インフルエンザ H A ワクチン製造株の決定について

このことについて、平成 30 年 4 月 19 日付け健発 0419 第 4 号で厚生労働省健康局長から通知がありましたので、御承知いただくとともに関係者への周知をお願いします。

記

A 型株

A / シンガポール / G P 1908 / 2015 (I V R - 180) (H 1 N 1) p d m 09

A / シンガポール / I N F I M H - 16 - 0019 / 2016 (I V R - 186) (H 3 N 2)

B 型株

B / プーケット / 3073 / 2013 (山形系統)

B / メリーランド / 15 / 2016 (N Y M C B X - 69 A) (ビクトリア系統)

担当

感染症対策係

TEL 077-528-3632

FAX 077-528-4863

Mail eh0003@pref.shiga.lg.jp

滋薬感対第581号
平成30年(2018年)4月24日

一般社団法人滋賀県医師会長
各地域医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会会長

}

様

滋賀県健康医療福祉部長
(公印省略)

「滋賀県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」
の一部改正について

平素は、肝炎ウイルス検査事業につきまして、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月29日付け健肝発0329第2号により、厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策室長通知「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の一部改正により、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領が一部改正されたところです。

本県におきましても、平成27年度より「滋賀県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づき実施しているところですが、別添のとおり一部改正をし、事業を実施することとしましたので、事業実施にあたり、貴会会員様への周知ならびに御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 事業概要

- (1) 保健所等で実施する肝炎ウイルス検査陽性者の情報を把握する目的で、「陽性者フォローアップ事業」を実施する。
- (2) 陽性者を医療に繋げるため、初回精密検査費用または定期検査費用(いずれも保険適用分)および定期検査費用の助成に係る医師の診断書作成費用(ただし、実施要領(6)②エに該当し添付が省略できる場合を除く)を助成する。

2. 対象者(詳しくは別紙要領参照)

(1) 初回精密検査

滋賀県在住者で、平成29年4月1日以降に県または市町の行う肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後1年以内に、県が指定した医療機関で初めて精密検査を受けた方

(2) 定期精密検査

肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんで療養中の方（治療後の経過観察を含みます）のうち、住民税非課税世帯または市町村民税課税年額が 235,000 円未満の世帯に属し、県が指定した医療機関で精密検査を受けた方

3. 助成対象および期間

(1) 初回精密検査

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに実施された初回精密検査費用

(2) 定期精密検査

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに実施された定期精密検査費用

| |
|---|
| 滋賀県健康医療福祉部 薬務感染症対策課 感染症対策係 秋山 TEL : 077-528-3632 FAX : 077-528-4863 E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp |
|---|

滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラム

滋 賀 県 医 師 会
 滋賀県糖尿病対策推進会議
 滋賀県保険者協議会
 滋 賀 県

1 目 的

本県の糖尿病患者数は増加傾向にあり、食事・運動等の生活習慣が発症・重症化にかかわる2型糖尿病（以下「糖尿病」という。）は、病状や病態に応じた治療を受けずに放置すると、網膜症や腎症、神経障害、歯周病等の合併症を引起し、患者のQOL(生活の質)を著しく低下させる。

人工透析者の原因疾患で最も多い糖尿病に対して、重症化のリスクが高い医療機関未受診者、受診中断者を治療につなげるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち重症化するリスクの高い者（ハイリスク者）に対して県内の保険者および市町が医療機関と連携して、腎不全、人工透析への移行を防止および遅らせることを目的としてプログラムを策定する。

2 本プログラムの性格

本プログラムは、県内の医療保険者である国民健康保険、被用者保険（健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）、後期高齢者医療広域連合等および市町による重症化予防における取組の全県的展開を目指して、取組の考え方や関係者の役割分担例を示すものである。

このため、各地域においては、関係者と十分協議し、地域の実情に応じて柔軟に取組むものとする。

3 取組にあたっての関係機関の役割

取り組みにあたっては、以下の役割分担例を念頭に関係者が密接に連携して対応することが期待される。なお、以下の内容は地域の実情に応じた取組を尊重する。

(1) 滋賀県医師会

かかりつけ医と専門医等との連携強化、地域の連携体制の構築にむけて各地域医師会に周知協力を依頼するなど、事業の円滑な実施について支援する。

各地域医師会は、滋賀県糖尿病対策推進会議等の方針のもと、各地域での推進体制（連絡票、事例検討等）について行政と協力する。

(2) 滋賀県糖尿病対策推進会議

プログラムの周知、啓発に努めるとともに、各専門分野から糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて助言を行うなど県や各市町における地域医療体制の構築に協力する

(3) 医療保険者および滋賀県保険者協議会

当該保険者に所属する加入者にかかる健診データやレセプトデータを用いて健康課

題の分析、対策の立案およびその実施、実施結果の評価を行い、PDCAサイクルに基づいて展開するよう努める。

事業計画の立案にあたっては、様々な観点から総合的に、保健指導や受診勧奨の内容について検討するとともに、医療保険者の実情に応じて可能な範囲で事業を実施する。

滋賀県保険者協議会は、医療保険者にプログラムを周知し、事業実施にあたってのデータ提供や各医療保険者の取組の情報共有などを行い、事業の円滑な実施に協力する。

(4) 市町

市町において、保健部門と国保・後期高齢者医療部門が連携して健康課題を分析し、地域の関係団体とともに課題認識の共有を行う。

事業計画の立案にあたっては、様々な観点から総合的に、保健指導や受診勧奨の内容について検討するとともに、地域の実情に応じて事業を実施する。実施した結果を評価し、PDCAサイクルに基づいて展開する。

(5) 県健康福祉事務所（県保健所）・大津市保健所

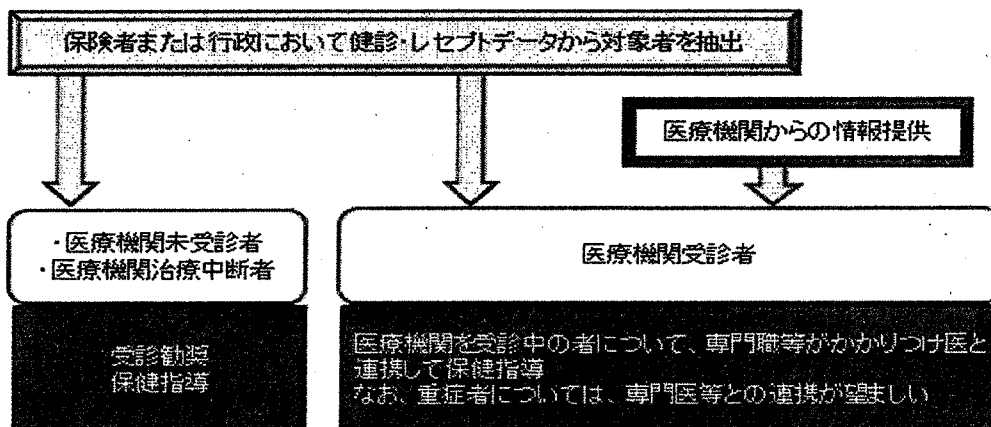
市町における事業実施への支援を行うと共に、取組状況を共有し、糖尿病地域医療連携推進会議等において課題、対応策について検討する。検討結果をふまえて地域の実情に応じた取組みを実施することにより、糖尿病性腎症重症化予防のための関係機関の連携体制を構築する。

(6) 県

本プログラムを関係団体へ周知し、県民に啓発するとともに、滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議において、二次医療圏の取り組み状況、課題、対応策について協議し、円滑に実施出来るように支援する。

4 取組内容

- (1) 医療保険者および市町による医療機関未受診者、糖尿病治療中断者に対する受診勧奨・保健指導
- (2) スキルの高い専門職による治療中の患者に対する医療と連携した保健指導
- (3) かかりつけ医および専門医による重症患者*に対する連携した治療



※ 「重症患者」とは、日本腎臓学会作成 CKD 重症分類に基づく G3b、G4、G5 をさす。

5 対象者の基準

次の①～③に該当する者

①健診等受診者のうち医療機関未受診者

特定健診等データから、次のアに該当し、かつ、イまたはウのいずれかに該当する者で、レセプトデータと照合や本人確認等により受診のない者。

| | |
|---|---|
| ア | 空腹時血糖 126 mg/dl 以上 (または随時血糖 200 mg/dl 以上) または HbA1c (NGSP) 6.5%以上 (2型糖尿病) |
| イ | eGFR 50ml/分/1.73m ² 未満 (70歳以上 eGFR 40ml/分/1.73m ² 未満) |
| ウ | 尿蛋白 (+) 以上 |

②治療中断者

糖尿病治療歴があり、最近1年間に受療歴がない者

③医療機関で糖尿病の治療をしている者

以下のいずれかに該当する者で、かかりつけ医が判断した患者

| | |
|---|-------------------------------------|
| ア | 糖尿病性腎症の病期が第2期、第3期および第4期の者 |
| イ | 糖尿病治療中で、腎機能低下が判明し、糖尿病性腎症発症のリスクを有する者 |

なお、糖尿病性腎症の病期分類は図表1のとおりである。

<図表1：糖尿病性腎症病期分類>

| 病期 | 尿アルブミン値 (mg/gCr) あるいは 尿蛋白値 (g/gCr) ⁴ | GFR(eGFR) (ml/分/1.73 m ²) |
|--|---|--|
| 第1期 (腎症前期) | 正常アルブミン尿 (30 未満) | 30 以上 |
| 医療機関で診断 第2期 ³ (早期腎症期) | 微量アルブミン尿 (30~299) | 30 以上 |
| 健診で把握可能 (顕性腎症期) 第3期 | 顕性アルブミン尿 (300 以上) あるいは 持続性蛋白尿 (0.5 以上) | 30 以上 |
| Cr 測定国保等 第4期 (腎不全期) | 問わない | 30 未満 |
| 第5期 (透析療法期) | 透析療法中 | |

6 実施方法

(1) 受診勧奨

医療保険者は対象者に対し、手紙の送付・電話・面談・個別訪問等の方法により、対象者の状況に応じ、受診勧奨を実施する。

受診勧奨後、医療機関の受診等に結びついたか否かの確認および必要に応じた再勧奨を実施する。

(2) 保健指導

医療保険者は対象者に対し、専門職による電話等による指導、個別面談、訪問指導、集団指導等、対象者の状況に応じて、かかりつけ医と連携した保健指導を実施する。

糖尿病性腎症を発症している者だけでなく、そのリスクが高い者についても、医療保険者において優先順位をつけて保健指導を行うことが望ましい。

また、市町における事業評価のためには、臨床における検査値（血圧、血糖、腎機能等）が必要となる。日本糖尿病協会発行の糖尿病連携手帳の活用等により、本人同意のもと、医療機関・市町での情報を共有できるようにすることが望ましい。

糖尿病性腎症の病期が4期（できれば3期も含む）の患者は、専門医療機関で適切な保健指導を受けられることが望ましい。しかし、自施設（かかりつけ医）に管理栄養士等が配置されておらず実践的な指導が困難な場合や、専門病院との連携が困難な場合、医療保険者等と十分情報を共有したうえで保健指導を実施することも必要に応じて行う。

(3) かかりつけ医と専門医等の連携

糖尿病患者への医療提供にあたり、かかりつけ医と専門医は患者の病状を維持・改善するため、必要に応じて、紹介、逆紹介を行うとともに、合併症の治療を行う医師、歯科医師等と有機的な連携関係を構築するなどして、患者を中心とした医療を提供する。

行政（市町・保健所）は、各保健医療圏域において、各医師会、糖尿病対策推進会議及び医療機関等の関係者の協力のもと、糖尿病地域医療連携体制を構築する。

(4) 留意事項

後期高齢者については、複合的な疾病合併のみならず、老化に伴う諸臓器の機能低下がみられ、個人差が大きいことから、個人の状況に合わせて、QOLの維持・向上、要介護状態への移行阻止等を含めた包括的な対応が必要になる。

7 事業評価

医療保険者は、受診勧奨、保健指導および継続支援の実施結果を把握し、糖尿病性腎症の進行過程を踏まえた事業評価を行う。

市町は、地域の糖尿病性腎症の状況や重症化予防の保健事業の実施状況等について保健部門と国保・後期高齢者医療部門が連携して得られたデータ分析を行い、関係者間で情報共有を図り、今後の事業の取組を見直す等PDCAサイクルを回す。

8 その他

本県においては、各保健医療圏域に、医療機関、各関係団体、行政等の関係者からなる「糖尿病地域医療連携推進会議等」を設置し、様々な取組が行われており、本プログラムの実施にあたっては、各地域の実情に応じて、糖尿病地域医療連携推進会議等との連携を図ることとする。

なお、本プログラムに記載のない事項については、平成28年4月20日、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、厚生労働省において策定された「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を参考とする。

平成30年3月29日策定



滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの概要

- 目的**
糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い者（ハイリスク者）に対して医療機関と医療保険者および行政が連携して、腎不全、人工透析への移行を防止する。
- 取組内容**
- ①医療保険者および市町による医療機関未受診者、糖尿病治療中断者に対する受診勧奨・保健指導。
 - ②スキルの高い専門職による治療中の患者に対する医療と連携した保健指導
 - ③かかりつけ医および専門医による重症患者に対する連携した治療

医療保険者または行政

健診・レセプトデータからハイリスク者を抽出

①空腹時血糖 126 mg/dl 以上（または随時血糖 200 mg/dl 以上） または HbA1c 6.5%以上
かつ、②eGFR50mL/分/1.73m²未満
（70歳以上は40mL/分/1.73m²未満）
または ③尿蛋白（+）以上

糖尿病治療歴あり、
最近1年間に受診歴ない者

医療機関未受診者

医療機関治療中断者

受診勧奨
保健指導

受診勧奨
保健指導

医療機関受診者

①糖尿病性腎症の病期が第2期、第3期、第4期 または
②糖尿病治療中で、腎機能低下が判明し、糖尿病性腎症発症リスクあり

かかりつけ医・医療保険者または行政

かかりつけ医

かかりつけ医と医療保険者または行政
を含む専門職（管理栄養士、薬剤師、保健師、看護師）等が連携した保健指導

かかりつけ医と専門医が
連携した治療

参考



滋賀県健康づくりキャラクター
「しがのハグ&クミ」

糖尿病性腎症病期分類

| 病期 | 尿アルブミン値 (mg/gCr) あるいは 尿蛋白値 (g/gCr) ⁴ | GFR(eGFR) (ml/分/1.73 m ²) |
|---------------------------|---|--|
| 第1期 (腎症前期) | 正常アルブミン尿 (30 未満) | 30 以上 |
| 医療機関で診断 第2期 (早期腎症期) | 微量アルブミン尿 (30 ~299) | 30 以上 |
| 第3期 健診で把握可能 (顕性腎症期) | 顕性アルブミン尿 (300 以上) あるいは 持続性蛋白尿 (0.5 以上) | 30 以上 |
| Cr 測定関係等 第4期 (腎不全期) | 問わない | 30 未満 |
| 第5期 (透析療法期) | 透析療法中 | |

糖尿病性腎症合同委員会

CKDの重症度分類

CKD診療ガイド2012抜粋

| 原疾患 | 蛋白尿区分 | | A1 | A2 | A3 | |
|---|------------------------|-----------------|--------|-----------|----------|------|
| 糖尿病 | 尿アルブミン定量 (mg/日) | | 正常 | 微量アルブミン尿 | 顕性アルブミン尿 | |
| | 尿アルブミン/Cr比 (mg/gCr) | | 30未満 | 30~299 | 300以上 | |
| 高血圧 腎炎 多発性嚢胞腎 移植腎 不明 その他 | 尿蛋白定量 (g/日) | | 正常 | 軽度尿蛋白 | 高度尿蛋白 | |
| | 尿蛋白/Cr (g/gCr) | | 0.15未満 | 0.15~0.49 | 0.50以上 | |
| GFR区分 (mL/分/ 1.73m ²) | G1 | 正常または 高値 | ≥90 | 緑 | 黄 | オレンジ |
| | G2 | 正常または 軽度低下 | 60~89 | 緑 | 黄 | オレンジ |
| | G3a | 軽度~ 中等度低下 | 45~59 | 黄 | オレンジ | 赤 |
| | G3b | 中等度~ 高度低下 | 30~44 | オレンジ | 赤 | 赤 |
| | G4 | 高度低下 | 15~29 | 赤 | 赤 | 赤 |
| | G5 | 末期腎不全 (ESKD) | <15 | 赤 | 赤 | 赤 |

重症度は原疾患・GFR区分・蛋白尿区分を合わせたステージにより評価する。

CKDの重症度は死亡、末期腎不全、心血管死亡発症のリスクを「緑」のステージを基準に、「黄」、「オレンジ」、「赤」の順にステージが上昇するほど、57クは上昇する。

日本腎臓学会

日本プライマリ・ケア連合学会 滋賀県支部

since2015

目的

滋賀県におけるプライマリ・ケアに関する学術の進歩、知識の普及ならびに人材の育成を図り、プライマリ・ケアの充実および向上に寄与する

滋賀県の家庭医療学専門医・総合診療専門医の専攻医教育、指導医養成に関して会員相互の協力を図り、事業の健全かつ円満な運営を行う

人々が健康な生活を営むことができるように、地域住民とのつながりを大切にした、継続的で包括的な保健・医療・福祉の実践及び学術活動を行う

在宅医療を広げ
家庭医療を育て
総合診療を深める

活動

現場と多職種をつな
ぎ育ち合う活動

在宅医療の同行体験：滋賀の様々な在宅医療の現場で見て・聞いて・感じる（通年）

多職種キャリアアップ：多様なテーマで多くの職種との出会い・集い・学び（年1回）

家庭医療・総合診療の専攻医養成：学生から専攻医までのキャリアを支えて育て合う場（年4回）

家庭医療・総合診療の指導医養成：教えることを学び合う指導医のコミュニティ（年2回）

プライマリ・ケアとは？

「人生や暮らしのインフラとなる身近な医療」です

困った時に最初に受診しやすい身近さ、継続的かつ総合的にまとまったケアの提供、そして普段抱える健康問題の大部分に対応でき、かつ人間的なパートナーシップを築き、家族及び地域という背景を踏まえた中で、さいごまで責任を持って診療します

日本プライマリ・ケア連合学会滋賀県支部では、地域住民の皆様の身近にいて医療の相談しやすい総合診療医/家庭医、自宅での療養を助ける多職種の養成とレベルアップのために活動しています。皆様のご理解とご協力をお願い致します
支部長 雨森正記

家庭医は地域包括ケアを担う一員で、患者の診療と同時に「地域をみる」ことも大切に行っています。市民や行政、多職種の皆さんとの連携は欠かせません。是非いろいろな場面で現場に根ざした対話とまちづくりを重ねていきましょう！
副支部長 松井善典



守山野洲地域で慢性腎臓病 (CKD) 対策を考える会

謹啓

陽春の候、先生方におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび、「守山野洲地域で慢性腎臓病 (CKD) 対策を考える会」を下記の日程にて開催する運びとなりました。CKD は末期腎不全のみならず、脳心臓血管疾患の危険因子であることが分かっています。その進行を抑制することは、健康を守るだけでなく、医療経済の観点からも非常に重要です。

現在まで多業種連携を先取りしている地域からはその成果が報告されております。

実効力のある対策は早期発見、早期介入です。それらを阻んでいる要因は何なのか、どうすれば実効力のある体制を構築できるのか？皆様と考えていければと思います。

多くの方々のご出席を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

日 時 : 2018年5月12日(土) 16:50~19:00

場 所 : Rise Vill 都賀山 「ロータス」

滋賀県守山市浮気町 300-24 (JR 守山駅東口) Tel 077-583-7181 (代表)

16:50~17:00 情報提供 「腎臓のなみだ」 中外製薬株式会社

【Part1】 17:00~18:00 座長 守山野洲医師会 会長 福田 正悟 先生

『 CKD 進行対策—当院での取り組み 』

演者 おおはし腎透析クリニック 院長 大橋 誠治 先生

『 守山市の CKD 対策 (仮) 』

演者 守山市 健康福祉部 すこやか生活課 保健師 加藤 智英莉 先生

『 野洲市の CKD 対策 (仮) 』

演者 野洲市 健康福祉部 健康推進課 保健師 富澤 加奈子 先生

『 湖南圏域の現状 』

演者 滋賀県南部健康福祉事業所 医療福祉連携係 管理栄養士 株本 加純 先生

【Part2】 18:00~19:00

座長 おおはし腎透析クリニック 院長 大橋 誠治 先生

『地域全体で腎臓病の悪化を防ぎましょう』

演者 済生会滋賀県病院 腎臓内科・透析センター

部長 牧石 徹也 先生

共催 守山野洲医師会 中外製薬株式会社

* 日本医師会生涯教育制度単位 : 2 単位 CC:12 地域医療 73 慢性疾患・複合疾患の管理

☆大変恐れ入りますが、会場準備の都合上、裏面より FAX にて参加人数をお知らせ頂きます様宜しくお願い致します。

守山野洲地域で慢性腎臓病 (CKD) 対策を考える会

☆大変恐れ入りますが、会場準備の都合上、FAXにて参加人数をお知らせ頂きます様宜しくお願いいたします。

御施設名： _____ お名前： _____

参加人数： _____ 名

F A X : 077-552-9939

中外製薬株式会社 滋賀オフィス 宛て

責任者：白井 栄里奈 連絡先：077-552-9935

4月以降 行事予定表

(平成30年4月19日 現在)

| 年/月/日(曜日) | 行 事 | 開始時刻 | 会 場 | 実施主体 | 摘要 |
|---------------|--|-------------------------|-------------------------------|------|----|
| H30/ 4/19 (木) | 第1回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H30/ 4/19 (木) | 第1回WATCH in Shigaワーキンググループ | 4:00 PM (~) | 応接室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 4/19 (木) | びわ湖あさがおネット改修に係る打合せ | 4:30 PM (~) | 3階会議室 | その他 | ★ |
| H30/ 4/21 (土) | 佐賀県医師会新会館内覧会・落成記念祝賀会 | 4:00 PM (~ 8:30 PM) | 佐賀メディカルセンタービル ホテルニューオータニ佐賀 | 関連団体 | |
| H30/ 4/24 (火) | 母体保護法指定医師審査委員会 | 3:00 PM (~ 4:00 PM) | 応接室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 4/24 (火) | 中絶審査 | 4:00 PM (~ 5:00 PM) | 応接室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 4/24 (火) | 平成30年度第1回精度管理委員会代表者会 | 6:30 PM (~ 8:00 PM) | 草津市立市民交流プラザ フェリエ5階 | その他 | ★ |
| H30/ 4/25 (水) | 第3回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/ 4/25 (水) | 滋賀県臨床研修病院等連絡協議会 | 5:00 PM (~ 6:00 PM) | 滋賀県病院協会 会議室 | 県 | ★ |
| H30/ 4/26 (木) | 第8回ワークショップ「会員の倫理・資質向上をめざして」-都道府県医師会の取り組みおよびケーススタ | 1:30 PM (~ 4:00 PM) | 日本医師会館3階小講堂・ホール | 日医 | |
| H30/ 4/26 (木) | 滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会 | 7:00 PM (~ 9:00 PM) | 県大津合同庁舎7A会議室 | 県 | ★ |
| H30/ 4/27 (金) | 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 宿泊・衛生専門第1回 | 2:00 PM (~ 4:00 PM) | 県大津合同庁舎6B会議室 | 県 | ★ |
| H30/ 4/28 (土) | 平成30年度 死体検案研修会(草津栗東医師会) | 3:30 PM (~ 4:30 PM) | 草津市立サンサンホール | 県医師会 | ★ |
| H30/ 5/ 8 (火) | 第2回広報委員会(予定) | 2:30 PM (~ 3:30 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 5/ 8 (火) | 日本医師会財務委員会 | 3:00 PM (~ 5:00 PM) | 日本医師会 | 日医 | |
| H30/ 5/ 8 (火) | 社保支払基金幹事会 | 3:00 PM (~) | 支払基金 | 関連団体 | |
| H30/ 5/ 9 (水) | 第4回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/ 5/10 (木) | 純美禮学園創立100周年記念式典・祝賀会 | 9:30 AM (~) | びわ湖ホール びわ湖大津プリンスホテル | 関連団体 | ★ |
| H30/ 5/10 (木) | 日本医師会選挙管理委員会 | 1:30 PM (~ 3:30 PM) | 日本医師会5階507・508 | 日医 | ★ |
| H30/ 5/10 (木) | 個別指導(診療所/一般) 30年度診療所1 5月① | 2:00 PM (~ 4:30 PM) | 大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議室4 | 国、県 | ★ |
| H30/ 5/11 (金) | 第10回近医連常任委員会 | 2:30 PM (~) | 大阪府医師会館 | 近医連 | |
| H30/ 5/14 (月) | 内外情勢調査会5月滋賀支部懇談会 | 12:00 PM (~ 2:00 PM) | びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 | その他 | ★ |
| H30/ 5/15 (火) | 第2回地域職域医師会保険担当役員協議会 | 2:00 PM (~ 4:00 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 5/16 (水) | 平成30年度都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会 | 1:30 PM (~ 4:00 PM) | 日本医師会 | 日医 | ★ |
| H30/ 5/17 (木) | 第2回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H30/ 5/17 (木) | 平成30年度滋賀県「ダム。ゼツタイ。」普及運動キャンペーン実行委員会 | 3:00 PM (~ 4:30 PM) | 県庁4A会議室 | 県 | ★ |
| H30/ 5/18 (金) | 滋賀弁護士会役員就任披露パーティー | 6:00 PM (~) | 琵琶湖ホテル「ローズ」 | その他 | ★ |

※ ★印は平成30年3月15日以降に追加した行事

5 月 以 降 行 事 予 定 表

(平成30年4月19日 現在)

| 年/月/日(曜日) | 行 事 | 開始時刻 | 会 場 | 実施主体 | 摘要 |
|---------------|--|-------------------------|-------------------------|------|----|
| H30/ 5/19 (土) | 第44回全国身体障害者医療講習会、第24回補聴器キーパーソン全国会議 | 1:30 PM (~) | ピアザ淡海 | その他 | ★ |
| H30/ 5/19 (土) | 平成30年度 都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会・学術大会 | 2:30 PM (~ 6:30 PM) | 日本医師会 | 日医 | |
| H30/ 5/20 (日) | 日医かかりつけ医機能研修制度 平成30年度応用研修会 | 10:00 AM (~ 5:15 PM) | (本県はTV会議システムにて対応予定) | 日医 | |
| H30/ 5/20 (日) | 山梨県医師会館竣工記念祝賀会 | 10:00 AM (~ 3:00 PM) | 山梨県医師会館 甲府富士屋ホテル | 関連団体 | ★ |
| H30/ 5/21 (月) | 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第6回常任委員会および滋賀県警察留置施設囑託医師連絡会議 | 1:30 PM (~ 4:30 PM) | 琵琶湖ホテル「瑠璃の間」 | 県 | ★ |
| H30/ 5/24 (木) | 滋賀県警察留置施設囑託医師連絡会議 | 3:00 PM (~ 5:00 PM) | 滋賀県警察本部2階2B会議室 | 関連団体 | |
| H30/ 5/26 (土) | 第14回男女共同参画フォーラム | 1:00 PM (~ 5:15 PM) | ザ クラウンパレス新阪急高知 | 日医 | |
| H30/ 5/26 (土) | 滋賀県行政書士会平成30年度定例総会、定期大会懇親会 | 5:00 PM (~) | クサツエストピアホテル | その他 | |
| H30/ 5/27 (日) | 第40回滋賀県小学生柔道大会 | 9:00 AM (~) | 木之本運動公園広場体育館 | 関連団体 | ★ |
| H30/ 5/29 (火) | 滋賀県医師会剖検・Aiシステム運営委員会 | 3:00 PM (~) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H30/ 5/29 (火) | 平成30年度 第1回小児救急医療対策委員会 | 3:30 PM (~ 4:30 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 5/30 (水) | 第5回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/ 5/31 (木) | 会計監査 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 6/ 1 (金) | 第11回近医連常任委員会 | 2:30 PM (~) | 大阪府医師会館 | 近医連 | |
| H30/ 6/ 1 (金) | 近畿ブロック日医代議員協議会 | 3:00 PM (~) | 大阪府医師会館 | 近医連 | |
| H30/ 6/ 2 (土) | 第6回近医連保険担当理事連絡協議会 | 2:30 PM (~ 4:30 PM) | 梅田スカイビル会議室 タワーウエスト | 近医連 | |
| H30/ 6/ 5 (火) | 代議員会財務委員会 | 3:00 PM (~ 5:00 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 6/ 6 (水) | 第6回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/ 6/ 7 (木) | 医師のワーク・ライフ・バランスを考える会 | 3:00 PM (~ 4:30 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 6/ 8 (金) | 都道府県医師会組織強化担当役職員連絡協議会 | 1:30 PM (~ 4:00 PM) | 日本医師会大講堂 | 日医 | |
| H30/ 6/ 9 (土) | 滋賀県災害医療コーディネーター研修(1日目) | (~) | 滋賀県危機管理センター 2階 災害対策室5~9 | 県 | ★ |
| H30/ 6/10 (日) | 滋賀県災害医療コーディネーター研修(2日目) | (~) | 滋賀県危機管理センター 2階 災害対策室5~9 | 県 | ★ |
| H30/ 6/12 (火) | 第3回広報委員会(予定) | 2:30 PM (~ 3:30 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H30/ 6/12 (火) | 社保支払基金幹事会 | 3:00 PM (~) | 支払基金 | 関連団体 | |
| H30/ 6/14 (木) | 第212回定例代議員会 | 2:30 PM (~) | 琵琶湖ホテル | 県医師会 | |
| H30/ 6/20 (水) | 第7回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/ 6/21 (木) | 第47回 滋賀県産業医学会 | 2:30 PM (~ 5:00 PM) | ライズヴィル都賀山 | 関連団体 | ★ |

※ ★印は平成30年3月15日以降に追加した行事

6 月 以 降 行 事 予 定 表

(平成30年4月19日 現在)

| 年/月/日(曜日) | 行 事 | 開始時刻 | 会 場 | 実施主体 | 摘要 |
|---------------|--------------------------------|------------------------|-------------------------|------|----|
| H30/ 6/22 (金) | 第12回近医連常任委員会 | 5:00 PM (~) | 山の上ホテル | 近医連 | |
| H30/ 6/28 (木) | (予定)医療安全・医の倫理資質向上に係る研修会 | 2:30 PM (~) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H30/ 7/10 (火) | 第4回広報委員会(予定) | 2:30 PM (~ 3:30 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 7/10 (火) | 社保支払基金幹事会 | 3:00 PM (~) | 支払基金 | 関連団体 | |
| H30/ 7/11 (水) | 第8回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/ 7/14 (土) | WATCH in Shiga 2018(予定) | 2:10 PM (~ 8:00 PM) | ピアザ淡海 3階 大会議室 | 県医師会 | |
| H30/ 7/18 (水) | 第3回地域職域医師会保険担当役員協議会 | 2:00 PM (~ 4:00 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 7/19 (木) | 第3回滋賀県医師会・地域職域医師会会長議 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H30/ 7/24 (火) | 小児救急医療地域医師研修会近江八幡市蒲生郡 医師会 | 3:00 PM (~ 4:00 PM) | 近江八幡地域医療支援センター内 多目的室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 7/25 (水) | 第9回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/ 7/27 (金) | 小児救急医療地域医師研修会彦根医師会 | 2:00 PM (~ 3:00 PM) | 彦根市保健・医療複合施設3F | 県医師会 | ★ |
| H30/ 8/ 4 (土) | 女性医師懇談会 | 3:00 PM (~ 5:00 PM) | ホテルテトラ大津 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 8/ 7 (火) | 第5回広報委員会(予定) | 2:30 PM (~ 3:30 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | ★ |
| H30/ 8/ 7 (火) | 社保支払基金幹事会 | 3:00 PM (~) | 支払基金 | 関連団体 | |
| H30/ 8/ 8 (水) | 第10回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/ 8/22 (水) | 第11回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/ 9/ 4 (火) | (予定)第1回医療事故調査支援委員会 | 3:00 PM (~ 4:00 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H30/ 9/ 5 (水) | 第12回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/ 9/11 (火) | 第6回広報委員会(予定) | 2:30 PM (~ 3:30 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H30/ 9/11 (火) | 社保支払基金幹事会 | 3:00 PM (~) | 支払基金 | 関連団体 | |
| H30/ 9/13 (木) | 第4回滋賀県医師会・地域職域医師会会長議 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H30/ 9/18 (火) | (予定)第4回滋賀県医療事故調査等支援団体連絡 協議会 | 3:00 PM (~) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H30/ 9/19 (水) | 第13回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/ 9/27 (木) | 小児救急医療地域医師研修会大津市医師会 | 3:00 PM (~ 4:00 PM) | 琵琶湖ホテル3階「瑠璃の間」 | 県医師会 | ★ |
| H30/10/ 9 (火) | 第7回広報委員会(予定) | 2:30 PM (~ 3:30 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | ★ |
| H30/10/ 9 (火) | 社保支払基金幹事会 | 3:00 PM (~) | 支払基金 | 関連団体 | |
| H30/10/10 (水) | 第14回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |

※ ★印は平成30年3月15日以降に追加した行事

・ 10月以降 行事予定表 ・

(平成30年4月19日 現在)

| 年/月/日(曜日) | 行 事 | 開始時刻 | 会 場 | 実施主体 | 摘要 |
|---------------|-------------------------------------|-------------------------|---------------------------------|------|----|
| H30/10/11 (木) | (予定)医療安全管理研修会(医療事故未然防止研修会) | 2:00 PM (~ 4:00 PM) | 栗東芸術文化会館さくら 中ホール | 県医師会 | |
| H30/10/14 (日) | 第36回滋賀県医師会健勝の集い | 11:00 AM (~ 2:00 PM) | ホテルニューオウミ | 県医師会 | ★ |
| H30/10/18 (木) | 第5回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H30/10/24 (水) | 第15回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/10/25 (木) | 平成30年度 死体検案研修会(守山野洲医師会) | 2:00 PM (~ 3:00 PM) | 守山市すこやかセンター | 県医師会 | |
| H30/10/25 (木) | 小児救急医療地域医師研修会東近江医師会 | 2:30 PM (~ 3:30 PM) | 東近江地域医療支援センター内多目的室 | 県医師会 | ★ |
| H30/10/26 (金) | 第49回全国学校保健学校医大会会長招宴 | 5:00 PM (~ 9:00 PM) | マナーハウス島津重富荘 鹿児島県鹿児島市清水町31-7 | 日医 | ★ |
| H30/11/3 (土) | 平成30年度全国医師会勤務医部会連絡協議会 | 10:00 AM (~ 5:00 PM) | ホテルニュー長崎 | 日医 | ★ |
| H30/11/7 (水) | 第16回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/11/9 (金) | 第8回広報委員会(予定) | 2:30 PM (~ 3:30 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | ★ |
| H30/11/10 (土) | 平成30年度日本医師会女性医師支援センター事業 近畿ブロック会議 | 3:00 PM (~ 7:00 PM) | 琵琶湖ホテル | 日医 | ★ |
| H30/11/13 (火) | 社保支払基金幹事会 | 3:00 PM (~) | 支払基金 | 関連団体 | |
| H30/11/15 (木) | 第6回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 1階石楠花 | 県医師会 | |
| H30/11/15 (木) | 平成30年度滋賀県病院協会・滋賀県医師会連絡協議会 | 5:00 PM (~ 6:00 PM) | びわ湖大津プリンスホテル | 関連団体 | |
| H30/11/17 (土) | 第35回滋賀医学会総会 | (~) | 琵琶湖ホテル | 県医師会 | |
| H30/11/21 (水) | 第17回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/11/29 (木) | 小児救急医療地域医師研修会湖北医師会 | 3:00 PM (~ 4:00 PM) | 湖北医師会内メディカルサポートセンター | 県医師会 | ★ |
| H30/12/6 (木) | 第213回臨時代議員会 | 2:30 PM (~) | 琵琶湖ホテル | 県医師会 | |
| H30/12/11 (火) | 第9回広報委員会(予定) | 2:30 PM (~ 3:30 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H30/12/11 (火) | 社保支払基金幹事会 | 3:00 PM (~) | 支払基金 | 関連団体 | |
| H30/12/19 (水) | 第18回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H30/12/20 (木) | 小児救急医療地域医師研修会守山野洲医師会 | 2:00 PM (~ 3:00 PM) | すこやかセンター内 | 県医師会 | |
| H30/12/21 (金) | 小児救急医療地域医師研修会高島市医師会 | 2:30 PM (~ 3:30 PM) | 今津サンブリッジホテル | 県医師会 | ★ |
| H31/1/10 (木) | 第7回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 琵琶湖ホテル | 県医師会 | |
| H31/1/15 (火) | 社保支払基金幹事会 | 3:00 PM (~) | 支払基金 | 関連団体 | |
| H31/1/16 (水) | (予定)自浄作用活性化委員会・診療情報開示苦情 処理委員会 | 3:00 PM (~ 4:00 PM) | 応接室 | 県医師会 | |
| H31/1/23 (水) | 第19回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |

※ ★印は平成30年3月15日以降に追加した行事

1 月 以 降 行 事 予 定 表

(平成30年4月19日 現在)

| 年/月/日(曜日) | 行 事 | 開始時刻 | 会 場 | 実施主体 | 摘要 |
|---------------|----------------------|------------------------|---------------|------|----|
| H31/ 1/26 (土) | 小児救急医療地域医師研修会草津栗東医師会 | 4:00 PM (~ 5:00 PM) | 草津市立サンサンホール3F | 県医師会 | ★ |
| H31/ 2/ 6 (水) | 第20回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H31/ 2/12 (火) | 社保支払基金幹事会 | 3:00 PM (~) | 支払基金 | 関連団体 | |
| H31/ 2/14 (木) | 第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H31/ 2/20 (水) | 第21回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H31/ 3/ 6 (水) | 第22回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H31/ 3/12 (火) | 社保支払基金幹事会 | 3:00 PM (~) | 支払基金 | 関連団体 | |
| H31/ 3/14 (木) | 第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 3階会議室 | 県医師会 | |
| H31/ 3/20 (水) | 第23回理事会 | 2:30 PM (~ 4:00 PM) | 理事室 | 県医師会 | |
| H31/ 3/30 (土) | 小児救急医療地域医師研修会甲賀湖南医師会 | 4:00 PM (~ 5:00 PM) | 公立甲賀病院 | 県医師会 | ★ |

※ ★印は平成30年3月15日以降に追加した行事

講演会・研修会等のご案内

総務資料 24

| 開催日時 | 講演会・研修会名 | 会場等 | 内容・講師等 | 実施主体 | 申込先・連絡先 | 研修会単位等 |
|---------------------------|-----------------------------|---|--|------------|--------------------|---|
| 4月28日(土) 15:30~16:30 | 平成30年度死体検案研修会 (草津栗東) | 草津市立サンサンホール 草津市大路2丁目11-51 | テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 准教授 古川 智之 先生 | 滋賀県 医師会 | 検案担当 各地域医師会から案内 | 日医師生涯教育制度 1単位、CC6 |
| 6月23日(土)予定 14:30~17:30 | 第1回スキルアップ研修会 | ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24 | (1)「事業所における嘱託産業医の活動」 講師:廣田産業医事務所 廣田善彦先生 (2)「産業医業務に役立つ働く世代への運動習慣の啓発と高齢労働者への対応」 講師:琵琶湖中央病院 坂井田稔先生 | 滋賀県 医師会 | 産業保健担当 | 日医師生涯教育制度3単位 日医認定産業医制度: 基礎後期3単位、生涯専門 3単位(申請予定) |
| 6月24日(日)予定 9:30~12:30 | 第2回スキルアップ研修会 | ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24 | (1)「事例に見るメンタルヘルスの実際」 ~復職へのスムーズな流れ&対応困難なケースへの対応~ 講師:バイオメンタルクリニック 院長 石黒淳先生 (2)「特殊健診について」 講師:山田誠二産業保健センター 山田誠二先生 | 滋賀県 医師会 | 産業保健担当 | 日医師生涯教育制度3単位 日医認定産業医制度:基 礎実地1.5単位・後期1.5単 位、生涯実地1.5単位・専 門1.5単位(申請予定) |
| 6月24日(日)予定 13:30~16:30 | 第1回リフレッシュ研修会 | ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24 | (1)「産業医活動関連法改正と通達平成25~29年度(安全衛生情報センター)」 講師:一般財団法人近畿健康管理センター 木村隆先生 (2)「発達障害について」 産業医が知っておくべき基本的事項、職場での対応など~ 講師:イオン株式会社グループ人事部 イオングループ 統括産業医 増田将史先生 | 滋賀県 医師会 | 産業保健担当 | 日医師生涯教育制度3単位 日医認定産業医制度:基 礎後期3単位、生涯更新1 単位・専門2単位(申請予 定) |
| 7月27日(金) 4:30~15:30 | 平成29年度死体検案研修会 (高島市) | 高島市民病院 高島市勝野1667 | テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 准教授 古川 智之 先生 | 滋賀県 医師会 | 検案担当 各地域医師会から案内 | 日医師生涯教育制度 1単位、CC6 |
| 9月25日(火) 15:00~16:00 | 平成30年度死体検案研修会 (近江八幡市蒲生郡) | 竜王町公民館 蒲生郡竜王町大字小口276-1 | テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生 | 滋賀県 医師会 | 検案担当 各地域医師会から案内 | 日医師生涯教育制度 1単位、CC6 |
| 9月27日(木) 14:30~15:30 | 平成30年度死体検案研修会 (東近江) | 東近江地域医療センター 多目的室 東近江市中小路町483-4 | テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生 | 滋賀県 医師会 | 検案担当 各地域医師会から案内 | 日医師生涯教育制度 1単位、CC6 |
| 10月25日(木) 14:00~15:00 | 平成30年度死体検案研修会 (守山野洲) | 守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5 | テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生 | 滋賀県 医師会 | 検案担当 各地域医師会から案内 | 日医師生涯教育制度 1単位、CC6 |
| 11月28日(水) 14:00~15:00 | 平成30年度死体検案研修会 (彦根) | 彦根市保健・医療複合施 設 くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4 | テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生 | 滋賀県 医師会 | 検案担当 各地域医師会から案内 | 日医師生涯教育制度 1単位、CC6 |
| 12月27日(木) 15:00~16:00 | 平成30年度死体検案研修会 (大津市) | 琵琶湖ホテル 3F瑠璃 大津市浜町2-40 | テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生 | 滋賀県 医師会 | 検案担当 各地域医師会から案内 | 日医師生涯教育制度 1単位、CC6 |
| 2月28日(木) 16:00~17:00 | 平成30年度死体検案研修会 (甲賀湖南) | 公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256 | テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生 | 滋賀県 医師会 | 検案担当 各地域医師会から案内 | 日医師生涯教育制度 1単位、CC6 |
| 3月28日(木) 15:00~16:00 | 平成30年度死体検案研修会 (湖北) | 湖北医師会 長浜市宮司町1181-2 | テーマ「死亡時に医師が確認すべきこと」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生 | 滋賀県 医師会 | 検案担当 各地域医師会から案内 | 日医師生涯教育制度 1単位、CC6 |

草津栗東医師会・行事予定表

平成30年 5月

| 日 | 曜日 | 行 事 | 時 間 | 会 場 |
|----|----|---------------------|----------|-----------|
| 1 | 火 | 肺がん精度管理委員会 | pm 2:00~ | 医師会会議室 |
| 2 | 水 | | | |
| 3 | 木 | 憲法記念日 | | |
| 4 | 金 | みどりの日 | | |
| 5 | 土 | こどもの日 | | |
| 6 | 日 | | | |
| 7 | 月 | | | |
| 8 | 火 | | | |
| 9 | 水 | | | |
| 10 | 木 | ダンス同好会 | pm 7:00~ | プロムナード |
| 11 | 金 | | | |
| 12 | 土 | 4月理事役員会 | pm 2:00~ | 医師会会議室 |
| 13 | 日 | | | |
| 14 | 月 | | | |
| 15 | 火 | | | |
| 16 | 水 | | | |
| 17 | 木 | 第2回滋賀県医師会・地域医師会会長会議 | pm 2:30~ | 医協ビル3F |
| 18 | 金 | | | |
| 19 | 土 | 滋賀県医師協同組合第52期通常総代会 | pm 3:30~ | 琵琶湖ホテル |
| 20 | 日 | | | |
| 21 | 月 | | | |
| 22 | 火 | | | |
| 23 | 水 | | | |
| 24 | 木 | ダンス同好会 | pm 7:00~ | プロムナード |
| 25 | 金 | | | |
| 26 | 土 | 5月例会 | pm 1:30~ | サンサンホール3F |
| | | 定時総会、役員選挙 | pm 3:00~ | サンサンホール3F |
| | | 総会懇親会 | pm 6:00~ | 魚寅楼 |
| 27 | 日 | ゴルフ同好会 | | ジャパンエースGC |
| 28 | 月 | | | |
| 29 | 火 | | | |
| 30 | 水 | | | |
| 31 | 木 | | | |